

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	1
(1) 明星大学大学院の目的.....	1
(2) 心理学研究科設置の趣旨及び必要性.....	1
(3) 心理学研究科の人材養成の目的及び学位授与方針.....	3
① 人材養成の目的.....	3
1) 博士前期課程.....	3
2) 博士後期課程.....	3
② 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）.....	3
1) 博士前期課程.....	3
2) 博士後期課程.....	4
(4) 心理学研究科の研究対象とする中心的な学問分野.....	4
2. 研究科、専攻の名称及び学位の名称.....	5
(1) 研究科、専攻の名称.....	5
(2) 学位の名称.....	5
3. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	5
(1) 博士前期課程.....	5
① 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と特色.....	5
1) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）.....	5
2) 教育課程の体系性.....	6
② 教育研究の柱となる領域.....	7
③ 科目区分の設定及び科目構成等.....	7
1) 研究科目.....	7
2) 実習科目.....	7
3) 論文指導科目.....	7
(2) 博士後期課程.....	8
① 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と特色.....	8
1) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）.....	8
2) 教育課程の体系性.....	8
② 教育研究の柱となる領域.....	9
③ 科目区分の設定及び科目構成等.....	9
1) 特殊研究科目.....	9
2) 論文指導科目.....	9

4. 教員組織の編成の考え方及び特色	10
(1) 博士前期課程	10
① 教員組織編成の基本的な考え方	10
② 中心となる研究分野及び研究体制	10
③ 教員組織の年齢構成等	11
(2) 博士後期課程	11
① 教員組織編成の基本的な考え方	11
② 中心となる研究分野及び研究体制	12
③ 教員組織の年齢構成等	12
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
(1) 博士前期課程	13
① 教育方法	13
1) 授業内容に応じた授業の方法	13
2) 学生数の設定	13
3) 配当年次	13
② 履修指導の方法	14
1) 履修指導	14
2) 履修モデル	14
③ 研究指導の方法	14
④ 修了要件及び研究指導科目の単位数	17
(2) 博士後期課程	18
① 教育方法	18
1) 授業内容に応じた授業の方法	18
2) 学生数の設定	18
3) 配当年次	18
② 履修指導の方法	18
1) 履修指導	18
2) 履修モデル	19
③ 研究指導の方法	19
④ 修了要件及び研究指導科目の単位数	22
6. 施設、設備等の整備計画	22
(1) 校地、運動場の整備計画	22
(2) 校舎等施設の整備計画	23
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	23
7. 基礎となる学部等との関係	24
8. 入学者選抜の概要	25

(1) 博士前期課程	25
① 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	25
② 入学者選抜の概要	25
1) 学内推薦入学試験	25
2) 一般入学試験	25
(2) 博士後期課程	26
① 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	26
② 入学者選抜の概要	26
9. 取得可能な資格	26
10. 実習の具体的計画	27
(1) 実習の目的	27
(2) 実習先	27
① 実習先との契約内容	28
② 実習水準の確保の方策	28
③ 実習先との連携体制	28
④ 実習前の準備状況	29
1) 感染予防対策	29
2) 保険等の加入状況	29
3) 個人情報保護	29
4) 誓約書の提出	29
(3) 事前・事後における指導計画	29
① 実習前の指導計画	30
1) 全体オリエンテーション	30
2) 実習科目別のオリエンテーション	30
3) 実習施設別のオリエンテーション	30
② 実習後の指導計画	30
1) カンファレンスの開催とスーパーバイズの実施	30
2) 支援が必要な学生への継続的な関わり	30
③ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	31
④ 実習施設における指導者の配置計画	31
(4) 成績評価体制及び単位認定方法	31
11. 管理運営	31
(1) 大学評議会	31
(2) 研究科委員会	32
(3) 諮問委員会	32
12. 自己点検・評価	33

(1) 自己点検・評価の取組.....	33
(2) 自己点検・評価の実施体制.....	34
① 基本委員会	34
② 全学委員会	34
③ 部局別委員会.....	34
(3) 認証評価（学校教育法第109条第2項への対応）	35
(4) 改善活動への取組.....	35
13. 情報の公表	36
(1) 公表の取組	36
(2) 情報提供媒体及び項目.....	36
① 大学案内及び大学院案内.....	36
② 履修の手引	36
③ 入学試験要項.....	37
④ 大学ホームページ.....	37
⑤ 自己点検・評価報告書等.....	37
14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等.....	37

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 明星大学大学院の目的

「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」を建学の精神とする学校法人明星学苑が、その理念を高等教育の場を通して実現するために設立したのが明星大学である。

明星大学大学院はこの大学の理念の下、高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、自己実現を目指し社会に貢献する人を育成することを目的としている。

また、本大学院は、この目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、学術文化の発展に寄与するものである。

(2) 心理学研究科設置の趣旨及び必要性

人文学研究科心理学専攻は、昭和49年4月に修士課程、続いて、昭和53年4月に博士課程を開設して以来、これまで40年以上に亘り前・後期の区分制博士課程の大学院として、優れた研究・開発能力を持つ心理学研究者及び心理学に関する高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、国内外に数多くの人材を輩出してきた。

平成12年4月には、博士前期課程にコース制(一般心理学コースと臨床心理学コースの2コース)を導入し、翌平成13年5月に、臨床心理学コースにおいて、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士第1種指定大学院の認定を受けて以降は、心の諸問題の解決を支援する臨床心理士の養成にも実績を重ねてきた。

こうした状況において、人文学研究科心理学専攻の基礎学科である人文学部心理学科は、現代社会における心理学の多様化や社会的役割の広がりに対応した教育課程を導入するため、平成29年4月に人文学部から発展的に独立し、心理学部心理学科に改組改編を行った。

心理学部心理学科では、人文学部心理学科の前身である人文学部心理・教育学科開設以来の伝統である知覚心理学・学習心理学・神経心理学・比較心理学・生涯発達心理学等の「一般・基礎心理学の領域」と、臨床心理学・人格心理学・青年心理学・学校臨床心理学・発達臨床心理学等の「臨床心理学の領域」の各領域における教育研究の強化を図っている。

また、昨今の産業・労働領域やキャリア形成領域における心理学の役割の拡大を背景に、新たな教育研究領域である「産業・組織心理学の領域」を取り入れた教育課程を特色としている。

一方、現在の心理学専攻は人文学研究科の一専攻として、旧来のままの組織となっており、その教育課程は人文学部心理学科を基礎としている。

そのため、現行では、大学院開設以来の本学の心理学教育の特色である学士課程から博士後期課程まで、9年間に亘る教育研究活動の整合性・連続性の維持が困難になって

いる。この問題を解消し、心理学部心理学科の設置に伴う教育研究領域の拡充に対応した大学院教育を実現するためには、人文学研究科心理学専攻を改組改編し、心理学部心理学科を基礎とする心理学研究科心理学専攻を新たに設置する必要がある。

他方、心理学、とりわけ臨床心理学領域を取り巻く社会的情勢に目を転じると、精神保健や学校臨床場面における対象者だけでなく、脳疾患・外傷による高次脳機能障害者、がんやその他の難病患者、犯罪や家庭内虐待の被害者及び加害者など、心理学的な支援を必要とする要支援者が拡大・増加している。さらに、予防医学の考え方を背景に、地域社会や産業・労働場面におけるメンタルヘルスの維持・促進に対する心理学の役割についても関心が高まっている。

これらを受けて、平成27年9月に我が国初の心理専門職の国家資格である公認心理師資格に関する法案「公認心理師法」が成立し、平成29年9月をもって施行された。

学部4年間と大学院2年間の6年間を標準の養成課程とする公認心理師資格は、今後、多種多様な臨床現場で心理実践を行う上での基礎資格として位置付けられるため、公認心理師養成に対応した教育課程の整備が急務となっている。

特に、本学の人文学研究科心理学専攻は、多摩地域で初の臨床心理士第1種指定大学院の認定を受け、数多くの臨床心理士を地域に輩出してきた実績から、多摩地域における公認心理師養成の拠点としての役割が期待されている。

こうした社会的要請に応え、地域に貢献できる高度で幅広い心理学の専門的知識と臨床技能を有する優れた公認心理師を養成するため、心理学研究科心理学専攻では、基礎心理学と臨床心理学の両方を重視した学部教育と大学院における充実した基礎心理学領域を基盤に、心理学研究者と心理実践家を融合した心理師養成を担う、「科学者—実践家モデル(Scientist-Practitioner Model)」に基づいた公認心理師養成プログラムとすることを構想している。

この実現にあたっては、既存の臨床心理士養成を中心とした教育課程を見直すとともに、心理学が直面するさまざまな社会的諸課題に柔軟に対応できる教育研究組織に見直すことが不可欠であり、このことから、独立した研究科として心理学研究科心理学専攻を設置する必要がある。

定員については、社会的要請に応え、高度で幅広い心理学の専門的知識と臨床技能を有する公認心理師を養成するため、博士前期課程の入学定員を既存の人文学研究科心理学専攻（博士前期課程）の10人から15人に拡大し、収容定員30人とする。博士後期課程は、既存の人文学研究科心理学専攻（博士後期課程）と同規模とし、入学定員3人、収容定員9人とする。

なお、心理学研究科心理学専攻は、博士前期課程及び博士後期課程を同時に設置するが、既存の人文学研究科心理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）を改組改編するものであり、既存組織において教育研究体制が充分整っており、博士前期課程及び博士後期課程を同時に設置することによって、双方の学生が集結することによる相乗効果が期

待される。

また、既存の人文学研究科心理学専攻（博士前期課程）の在生している学生については、修了後に進学する場合、令和2年4月より人文学研究科心理学専攻（博士後期課程）ではなく、心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）での受け入れとなるが、このことについては、一般の心理学研究科心理学専攻の設置に係る学生確保の見通しのニーズ調査の際に説明を行い、理解を得ているところである。

（3）心理学研究科の人材養成の目的及び学位授与方針

① 人材養成の目的

心理学研究科心理学専攻は、心理学の研究・実践を通して、知識基盤社会を支える、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者ならびに高度な専門的知識・技能を備えた職業人を育成する。

1) 博士前期課程

博士前期課程では、心理学における研究及び実践を通して、科学的な態度をもって、人間の行動と認識を探究し、現代社会が抱える問題の解決に貢献できる人材を育成する。

2) 博士後期課程

博士後期課程では、心理学における研究及び実践を通して、新たな社会の創造・発展を牽引していく俯瞰力と独創性を備えた研究者を育成する。

② 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

人材養成の目的を実現するために、学生が修了までに修得すべき知識・能力を含めた「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を、本学の研究科専攻で統一した5つの観点に則り、次のように定める。

1) 博士前期課程

[知識・理解]

1. 心理学の多様な理論や研究方法論についての知識を修得し、複雑な人間行動のメカニズムを理解できる。

[思考・判断]

2. 適切な研究計画を立案し、データを適切に解析するための実証的・科学的な論理的思考を行うことができる。

[関心・意欲]

3. 日常的な問題に関心を向け、それを心理学の研究課題として位置付けることが

できる。

[態 度]

4. 心理学の研究者または実践家としての倫理を身に付け、自らの専門領域だけではなく、他領域の専門家とも幅広く学術的な交流を行うことができる。

[技能・表現]

5. 研究の知見を学術論文として適切にまとめ、諸学会において発表することができる、その知見をさまざまな社会問題の解決に応用できる。

2) 博士後期課程

[知識・理解]

1. 自らの専門領域に関する高度な専門的知識を修得するとともに、心理学の幅広い研究領域における今日的・発展的課題を理解することができる。

[思考・判断]

2. 独創的かつ先進的な研究計画を立案し、高度な専門的知識と技能を駆使し、データを適切に解析するための実証的・科学的な論理的思考を行うことができる。

[関心・意欲]

3. 理論的・社会的な文脈の中に自らの研究課題を位置付け、研究を進めることによって、心理学界の学術的発展を牽引できる。

[態 度]

4. 研究倫理を身につけるとともに、現代社会が直面する諸課題に対して、地域社会や他領域の専門家と協働をはかりつつ、心理学の専門的立場から問題の解決に貢献することができる。

[技能・表現]

5. 自立した研究者として必要な高い研究遂行能力を身に付け、研究の知見を学術論文としてまとめ、諸学会において、発表することができる。

(4) 心理学研究科の研究対象とする中心的な学問分野

心理学研究科心理学専攻が研究対象とする中心的な学問分野は、博士前期課程及び博士後期課程ともに、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（文部科学省告示第 39 号）に規定された文学関係に含まれる「心理学」である。

さらに、教育研究活動の対象とする学問領域は、「一般・基礎心理学分野」と「臨床心理学分野」の 2 つの分野に大別し、一般・基礎心理学分野では「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」、臨床心理学分野では「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の領域から構成する。

2. 研究科、専攻の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

心理学の研究・実践を通して、知識基盤社会を支える、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者ならびに高度な専門的知識・技能を備えた職業人を育成することを人材養成の目的とし、研究対象とする中心的な学問分野を心理学としていることから、一般的な学問分野の名称を冠し、研究科専攻の名称及びその英訳名称を次の通りとする。

- 研究科名称 [英訳名称] : 心理学研究科 [Graduate School of Psychology]
- 専攻名称 [英訳名称] : 心理学専攻 [Program in Psychology]

(2) 学位の名称

上記「(1) 研究科、専攻の名称」に記載した通り、人材養成の目的、研究対象分野、研究科専攻構成及びその名称を踏まえ、学位の名称及びその英訳名称を次の通りとする。

- 学位名称 [英訳名称] :
 - 博士前期課程 : 修士 (心理学) [Master of Arts in Psychology]
 - 博士後期課程 : 博士 (心理学) [Doctor of Philosophy in Psychology]

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 博士前期課程

① 教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) と特色

1) 教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

[教育課程編成の考え方]

心理学における幅広く高度な専門的知識と研究遂行に必要な資料収集・分析及び研究成果の発信能力、また、心理実践家に必要な心理臨床に関する専門的知識と技能を修得するため、「研究科目」「実習科目」「論文指導科目」で構成する教育課程を提供する。

「研究科目」においては、一般・基礎心理学分野と臨床心理学分野の各領域における研究の現状や課題を含む深い専門的知識を総合的に提供する授業科目を配置するとともに、心理学研究法やデータ解析法に関する専門的知識及び研究成果の発信能力を身に付けることを目的とした授業科目を配置する。

「実習科目」においては、心理実践家としての高い倫理観と心理臨床に関する専門的知識・技能を修得することを目的とした授業科目を配置する。

「論文指導科目」においては、自らの研究課題の意義を理論的・社会的文脈に

適切に位置付け、独創性あふれる研究を遂行し、修士論文作成へと発展的に学修が可能となる授業科目を配置する。

なお、博士前期課程では、公認心理師及び臨床心理士資格の受験資格を満たす教育課程を編成する。

[教育方法の考え方]

「研究科目」では、講義または演習形式により授業を行う。心理学の各専門領域に関する高度な専門的知識及び心理学の研究法に基づく実証的な研究能力を修得させるとともに、個々の領域の研究課題について各自が主体的・能動的に検討する教育方法も積極的に取り入れる。

「実習科目」では、実習形式により授業を行う。学内での事前指導を充分に行った上で、「保健医療」「福祉」「教育」「司法・犯罪」「産業・労働」の幅広い臨床領域における心理実践の方法を、各現場の実習指導者との緊密な連携のもと体験的に修得させる。

「論文指導科目」では、演習形式により授業を行う。学術的・社会的意義のある実証的な研究の遂行、修士論文を作成するための研究指導を行う。

[評価方法の考え方]

シラバスで提示された授業等科目の学修（到達）目標の達成度を試験または課題により評価する。また、修士論文については、主査や副査を中心に論文内容の精査を行うとともに、修士論文発表会における研究成果のプレゼンテーションや質疑応答の適切さについても評価の対象とする。

2) 教育課程の体系性

博士前期課程の教育課程は、課程制大学院の趣旨を踏まえ、コースワークと研究指導のバランスに配慮し、専攻科目を「研究科目」「実習科目」及び「論文指導科目」に区分して体系的に編成する。

研究科目は、一般・基礎心理学分野と臨床心理学分野の各領域における研究の現状や課題といったより深い専門的知識を総合的に提供することを目的とする。

実習科目は、学生が学内の授業科目で修得した知識・技能・態度を基に、実際の心理臨床の現場における体験を通じて、理論と実践を統合し、心理臨床の本質を理解するとともに、様々な領域の専門家と連携・協働して心理臨床を実践するための能力を身に付けることを目標とする。

論文指導科目は、学生が自らの研究課題の意義を理論的・社会的文脈に適切に位置付け、独創性あふれる研究を遂行し、修士論文作成へと発展的に学修が可能となるように研究指導を行う。

また、博士前期課程では、心理実践家としての人間性及び臨床技能を兼ね備えた職業人を育成することを目的に、公認心理師及び臨床心理士の受験資格を満たすことが可能な教育課程としても体系的に編成する。

② 教育研究の柱となる領域

博士前期課程は、基礎となる心理学部心理学科の「人間科学の領域」「産業・社会の領域」「カウンセリングの領域」「発達支援の領域」の4つの領域を発展的かつ応用的に統合し、大きく「一般・基礎心理学分野」と「臨床心理学分野」の2つの分野を設ける。

さらに一般・基礎心理学分野は「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」の6領域、臨床心理学分野は「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の5領域を設け、計2分野11領域により、教育研究に取り組む。

③ 科目区分の設定及び科目構成等

1) 研究科目

研究科目は、一般・基礎心理学分野及び臨床心理学分野の授業科目を中心に25科目（各2単位）を選択科目として配置する。

研究科目のうち22科目は講義形式の特論科目であり、「学習心理学特論」をはじめ、「知覚心理学特論」「認知心理学特論」「神経心理学特論」「障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）」「発達臨床心理学特論」「学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）」「臨床心理学特論A・B」等を配置するほか、データ解析や研究法の修得を目的とした「心理統計法特論」「心理学研究方法特論」等も配置する。

また、演習形式の選択科目として、「臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）」及び「臨床心理査定演習B」を配置するほか、研究成果の発信能力の修得を目的とした「学術成果公表演習」の計3科目を配置する。

2) 実習科目

公認心理師の受験資格に必要な「心理実践実習1～5」（各2単位）と、臨床心理士の受験資格に必要な「臨床心理基礎実習A・B」（各1単位）及び「臨床心理実習A・B」（各1単位）の計9科目を選択科目として配置する。

3) 論文指導科目

研究指導教員から研究指導を受ける「心理学研究指導1A・1B・2A・2B」（各2単位）の計4科目を演習形式の必修科目として配置する。1年前期より2年間の研究指導を通じて、研究の成果を修士論文としてまとめる。

(2) 博士後期課程

① 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と特色

1) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

[教育課程編成の考え方]

心理学における高度な研究遂行能力と、研究成果を心理学界や社会に還元し、心理学の学問的発展や新しい社会の創造・成長を牽引することのできる俯瞰力と独創性を身に付けるための教育課程を提供する。

博士後期課程の教育課程は「特殊研究科目」と「論文指導科目」によって構成される。このうち、「特殊研究科目」では、一般・基礎心理学分野と臨床心理学分野の各領域における高度な専門的知識を修得するための授業科目を配置する。また、投稿論文の執筆に必要なアカデミックライティング法や学会等での発表技能を身に付けることを目的とした授業科目をあわせて配置する。一方、「論文指導科目」においては、独創性、先進性、発展性に優れ、学術的かつ社会的意義を持つ博士論文研究を実施するために不可欠な高度な研究遂行能力を身に付けることを目的とした授業科目を配置する。

[教育方法の考え方]

「特殊研究科目」では、主として講義形式ではあるものの、演習形式に近い形態で授業を行う。本科目では、教員と学生が異なる専門性をもつ研究者同士という対等な立場に立った上で、心理学の各専門領域の今日的・発展的課題について互いに議論を交わすことにより、当該領域に関する先進的かつ高度な専門的知識を修得させる。

「論文指導科目」では、演習形式により授業を行う。博士論文の執筆や、自立した研究者として心理学界や社会に貢献できる心理学研究を実施するために不可欠な、高度な研究遂行能力を修得させるための研究指導を行う。

[評価方法の考え方]

シラバスで提示された授業等科目の学修（到達）目標の達成度を試験または課題により評価する。また、博士論文については、博士の学位申請資格について心理学研究科心理学専攻の基準をもとに予備審査を行った上、提出された学位請求論文の内容の妥当性や学術的・社会的意義について主査と2人以上の副査により審査する。あわせて、公聴会における研究成果のプレゼンテーションや質疑応答の適切さについても評価の対象とする。

2) 教育課程の体系性

博士後期課程の教育課程は、課程制大学院の趣旨を踏まえ、コースワークと研究

指導のバランスに配慮し、専攻科目を「特殊研究科目」及び「論文指導科目」に区分して体系的に編成する。

特殊研究科目は、一般・基礎心理学分野と臨床心理学分野の各領域における高度な専門的知識の修得、及び投稿論文の作成方法や学会等での発表技能を修得することを目標とする。

論文指導科目は、博士論文の完成とともに、博士後期課程修了後に自立した研究者として心理学界や社会に貢献できる心理学研究を実施するために不可欠な高度な研究遂行能力を修得できるように研究指導を行う。

② 教育研究の柱となる領域

博士後期課程は、博士前期課程の教育研究分野・領域を発展・応用させながら教育研究に取り組む。そのため、博士前期課程同様に大きく「一般・基礎心理学分野」と「臨床心理学分野」の2つの分野を設け、一般・基礎心理学分野は「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」の6領域、臨床心理学分野は「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の5領域を設け、計2分野11領域により、教育研究に取り組む。

③ 科目区分の設定及び科目構成等

1) 特殊研究科目

特殊研究科目は、研究成果を的確に発信する能力を養うため、「学術成果公表特殊演習」(2単位)を演習形式の必修科目として配置する。

また、博士論文研究の理論的基盤を段階的に構築・深化させるため、一般・基礎心理学分野及び臨床心理学分野の授業科目12科目(各2単位)を選択科目として配置する。

具体的には、一般・基礎心理学分野として、「学習心理学特殊研究」「知覚心理学特殊研究」「認知心理学特殊研究」「神経心理学特殊研究」「発達心理学特殊研究」「社会心理学特殊研究」の計6科目を配置し、臨床心理学分野として、「障害児心理学特殊研究」「発達臨床心理学特殊研究」「学校臨床心理学特殊研究」「臨床心理学特殊研究」「臨床心理面接特殊研究」「応用心理学特殊研究」の計6科目を配置する。

2) 論文指導科目

研究指導教員から研究指導を受ける「心理学特殊研究指導1A・1B・2A・2B・3A・3B」(各2単位)の計6科目を演習形式の必修科目として配置する。1年前期より3年間の研究指導を通じて、研究の成果を博士論文としてまとめる。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 博士前期課程

① 教員組織編成の基本的な考え方

心理学研究科心理学専攻は、既存の人文学研究科心理学専攻を発展的に改組改編し、新たに研究科専攻を設置するため、人文学研究科心理学専攻（博士前期課程）から専任教員13人（うち教授9人）を移行して教員組織を編成する。

取得学位については、博士11人、修士2人となっており、8割以上の教員が博士の学位を取得している。職位別には、教授は博士7人、修士2人、准教授は博士4人となっている。

② 中心となる研究分野及び研究体制

博士前期課程では、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に鑑み、教育研究活動の対象とする学問領域を一般・基礎心理学と臨床心理学の2つの分野に大別し、一般・基礎心理学分野では「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」、臨床心理学分野では「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の領域を扱い、次の通り専任の担当教員を配置する。

【一般・基礎心理学分野】

- ・学習心理学特論/（1年前期・2年前期）担当：准教授1人
- ・知覚心理学特論/（1年後期・2年後期）担当：教授1人
- ・認知心理学特論/（1年前期・2年前期）担当：准教授1人
- ・神経心理学特論/（1年前期・2年前期）担当：教授1人
- ・発達心理学特論/（1年後期・2年後期）担当：教授1人
- ・社会心理学特論/（1年後期・2年後期）担当：教授1人
- ・産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）/（1年後期・2年後期）担当：准教授1人

【臨床心理学分野】

- ・障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）/（1年前期・2年前期）担当：教授1人
- ・発達臨床心理学特論/（1年後期・2年後期）担当：教授1人
- ・学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）/（1年前期・2年前期）担当：准教授1人
- ・臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）/（1年前期・2年前期）担当：教授1人

- ・臨床心理学特論A/（1年前期・2年前期）担当：教授1人
- ・臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）/（1年前期・2年前期）担当：教授1人

研究指導教員として、一般・基礎心理学分野で教授4人、准教授2人、臨床心理学分野で教授5人、准教授1人の合計12人を配置する。その他、博士前期課程では、授業担当教員として、准教授1人（一般・基礎心理学分野）を配置する。

なお、文部科学省が定める「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定された必要専任教員数は、研究指導教員2人を含む5人であることから、必要専任教員数を十分に満たしており、充実した教育研究活動が可能となっている。

③ 教員組織の年齢構成等

博士前期課程の就任時における専任教員13人の年齢構成は下表の通りであり、大きく特定の年齢層に偏りはなく、均衡のとれた年齢構成となっている。このことから、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障は生じない。

年 齢	65～61歳	60～56歳	55～51歳	50～46歳	45～41歳	40～36歳	合 計
人 数	1	3	2	1	4	2	13
構成比	7.7%	23.1%	15.4%	7.7%	30.7%	15.4%	100.0%

本学の定年は、「学校法人明星学苑明星大学定年規程」により、教育職員は65歳である。ただし、教育職員のうち、平成23年3月31日までに就任した者は70歳と定めている。このため、心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）では学年進行中に定年を迎える教員は存在しないため、教員組織の継続性に問題は生じない。

【資料1：学校法人明星学苑明星大学定年規程】

（2）博士後期課程

① 教員組織編成の基本的な考え方

心理学研究科心理学専攻は、既存の人文学研究科心理学専攻を発展的に改組改編し、新たに研究科専攻を設置するため、人文学研究科心理学専攻（博士後期課程）から専任教員10人（うち教授8人）、人文学研究科心理学専攻（博士前期課程）から専任教員2人（同1人）を移行し、合計12人（同9人）で教員組織を編成する。

取得学位については、博士10人、修士2人になっており、8割以上の教員が博士の学位を取得している。職位別には、教授は博士7人、修士2人、准教授は博士3人となっている。

② 中心となる研究分野及び研究体制

博士後期課程では、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に鑑み、教育研究活動の対象とする学問領域を一般・基礎心理学と臨床心理学の2つの分野に大別し、一般・基礎心理学分野では「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」、臨床心理学分野では「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の領域を扱い、次の通り専任の担当教員を配置する。

【一般・基礎心理学分野】

- ・学習心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：准教授1人
- ・知覚心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：教授1人
- ・認知心理学特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：准教授1人
- ・神経心理学特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：教授1人
- ・発達心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：教授1人
- ・社会心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：教授1人

【臨床心理学分野】

- ・障害児心理学特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：教授1人
- ・発達臨床心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：教授1人
- ・学校臨床心理学特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：准教授1人
- ・臨床心理学特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：教授1人
- ・臨床心理面接特殊研究/（1年前期・2年前期・3年前期）担当：教授1人
- ・応用心理学特殊研究/（1年後期・2年後期・3年後期）担当：教授1人

研究指導教員として、一般・基礎心理学分野で教授4人、准教授2人、臨床心理学分野で教授5人、准教授1人の合計12人を配置する。

なお、文部科学省が定める「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定される必要専任教員数は、研究指導教員2人を含む5人であることから、必要専任教員数を十分に満たしており、充実した教育研究活動が可能となっている。

③ 教員組織の年齢構成等

博士後期課程の就任時における専任教員12人の年齢構成は下表の通りであり、大きく特定の年齢層に偏りはなく、均衡のとれた年齢構成となっている。このことから、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障は生じない。

年齢	65～61歳	60～56歳	55～51歳	50～46歳	45～41歳	40～36歳	合計
人数	1	3	2	1	3	2	12
構成比	8.3%	25.0%	16.7%	8.3%	25.0%	16.7%	100.0%

本学の定年は、「学校法人明星学苑明星大学定年規程」により、教育職員は65歳である。ただし、教育職員のうち、平成23年3月31日までに就任した者は70歳と定めている。このため、心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）では学年進行中に定年を迎える教員は存在しないため、教員組織の継続性に問題は生じない。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 博士前期課程

① 教育方法

1) 授業内容に応じた授業の方法

「研究科目」では、講義または演習形式により授業を行う。心理学の各専門領域に関する高度な専門的知識及び心理学の研究法に基づく実証的な研究能力を修得させるとともに、個々の領域の研究課題について各自が主体的・能動的に取り組む教育方法を積極的に取り入れる。

「実習科目」では、実習形式により授業を行う。学内での事前指導を充分に行った上で、「保健医療」「福祉」「教育」「司法・犯罪」「産業・労働」の幅広い臨床領域における心理実践の方法を、各現場の実習指導者との緊密な連携の下、体験的に修得させる。

「論文指導科目」では、演習形式により授業を行う。学術的・社会的意義のある実証的な研究の遂行、修士論文を作成するための研究指導を行う。

2) 学生数の設定

博士前期課程の入学定員は15人であることから、「研究科目」は、特別な措置を講じなくても少人数で各授業科目を運営することができる。「実習科目」についても、公認心理師実習科目では各科目につき4～8人の専任教員及び非常勤教員を配置し、臨床心理士実習科目では各科目につき3人の専任教員を配置しており、教員1人あたり学生5人の水準を十分に満たしている。また、博士前期課程では研究指導教員を12人配置しているため、「論文指導科目」についても、教員1人あたり学生を3人以下におさえることができ、きめ細やかな研究指導を行うことができる。

3) 配当年次

配当年次は、修士論文研究及び心理実践に必要な基礎的知識・技能を養うため、「研究科目」を1年次より配当する。ただし、「投影法特論」については、臨床心理士資格の要件に従い、2年次配当とする。

「実習科目」については、心理支援の基礎的技術の修得を目指す「心理実践実習1・2・3」及び「臨床心理基礎実習A・B」を1年次配当とし、それらを基礎とし

てより高度な臨床技法の修得を目指す「心理実践実習4・5」及び「臨床心理実習A・B」を2年次配当とする。

「論文指導科目」については、学生の修士論文研究を継続的に支援するため、1年次の前・後期に「心理学研究指導1A」「心理学研究指導1B」、2年次の前・後期に「心理学研究指導2A」「心理学研究指導2B」をそれぞれ配当する。

② 履修指導の方法

1) 履修指導

履修指導は、研究指導を担当する研究指導教員が中心となって行う。学生は、大学院ガイダンスと研究科独自に行うガイダンスに出席し、「履修の手引」「シラバス」を確認しながら研究指導教員の指導の下、年間の履修計画を立て、履修すべき授業科目を決定する。履修登録及び学生生活全般に関する問合せについては、教務企画課及び心理学部支援室が適宜対応する。

また、研究指導教員による履修指導を効果的に行いながら、教育及び修了時における質保証を果たす。

2) 履修モデル

博士前期課程では、学生に履修モデルを提示し、資格取得や修了後の進路を踏まえて履修指導を行うとともに、選択科目である研究科目及び実習科目の体系的な履修を促す。

履修モデルは、公認心理師及び臨床心理士の資格取得に最低限必要な授業科目をそれぞれ示した2つのモデルと、一般企業等への就職を想定した基礎心理系の授業科目を中心に履修させるモデルの計3つのモデルを作成した。

モデル	概要
Aモデル	公認心理師資格の取得を目指すモデル
Bモデル	臨床心理士資格の取得を目指すモデル
Cモデル	一般企業への就職及び研究者を目指すモデル

【資料2：心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）履修モデル総括表】

【資料3：心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）履修モデル】

③ 研究指導の方法

入学直後に学生個々の研究テーマに基づいて主たる研究指導教員を決定の上、修士論文作成に向け、必修科目である「心理学研究指導1A・1B・2A・2B」を通して、2年間に亘って研究指導を行う。

学生は、文献その他の資料を収集、調査、分析した上で研究活動を行う。研究指導教

員と副研究指導教員は、学生の理解度と進度を把握し、必要な助言と指導を行う。

1年次の4月には、学生が研究指導教員の専門分野とその意向を参考にし、研究対象やフィールドなどから研究の実現可能性を踏まえ、研究計画書（主題、目的、方法及び参考文献）を作成する。研究指導教員は、作成された研究計画書に対応した指導計画の概要を記述した研究指導計画書を作成する。同時に研究計画と指導計画の内容を踏まえ、副研究指導教員を決定し、学生にはその教員の研究科目を受講させ、適宜論文作成の助言を受けることを薦める。

1年次の6月以降、研究計画に基づいて具体的な研究方法を指導する。また、必要に応じて明星大学研究倫理委員会の研究倫理審査を受審させ、研究倫理委員会の承認を得てから研究を進めさせる。なお、研究倫理委員会の構成員及び役割は下記の通りである。

1年次の後期（9月以降）には、修士論文研究計画報告会を開催し、学生は修士論文の研究目的や方法について発表する。報告会には心理学専攻の全ての専任教員が参加し、個々の研究計画に対する助言や指導を行う。

1年次の2月には、心理学部の学生と心理学専攻の学生全員が参加する明星大学心理学会において、これまでの研究の成果をポスター発表し、参加者からの質問や意見を受け取る機会とする。

2年次の4月にも、学生は1年次の研究活動の進捗を踏まえて当該年度の研究計画書を作成する。研究指導教員は、作成された研究計画書に対応した指導計画の概要を記述した研究指導計画書を作成する。

2年次の7月には、修士論文中間報告会を開催し、学生はこれまでの研究成果を口頭で発表する。中間報告会には心理学専攻の全ての専任教員が参加し、各研究に対する助言や指導を行う。学生は中間報告会での助言を踏まえて研究を仕上げ、修士論文を提出する。

完成した修士論文については、学生が指定期日までに修士学位申請書及び修士学位論文を研究科長に提出し、修士の学位授与の申請を行う。当該申請に対して、研究科長は専攻主任の意見を聴き、当該修士学位申請者が申請資格を有すると認められた場合、研究科委員会に修士論文審査委員会の設置を諮り、その議を経て修士論文審査委員会を設置する。修士論文審査委員会は、2名以上の委員をもって組織し、研究科委員会が必要と認めた場合には、他大学の大学院又は研究機関等の教員等を委員に加えることが可能となっている。

修士論文審査委員会は、研究科委員会が定めた審査基準及び最終試験の内容・方法により、修士学位論文の審査及び最終試験を行う。審査結果については、研究科長に報告し、研究科委員会に諮り、修士学位論文及び最終試験の可否とともに、修士の学位授与要件の有無を審議し決定する。

博士前期課程における研究指導の全体計画及び修士論文提出までの流れは、下表の通

りである。

【明星大学研究倫理委員会】

本学の研究に係る倫理を保持するため、明星大学研究倫理委員会を置き、本学の研究倫理に関する方針の策定及び研究計画の審査を行っている。

構成員及び役割は次の通りである。

- 構 成 員：学長が指名する副学長、各研究科の研究科長、明星大学心理相談センター長、明星大学連携研究センター長、その他学長が必要と認める者若干人
- 役 割：明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定
研究計画の審査
その他研究倫理について必要な事項の協議

【資料 4：明星大学研究倫理規程、明星大学研究倫理委員会細則】

【博士前期課程における研究指導の全体計画】

学年	学期	時 期	履 修	研究・修士論文	専攻・指導教員
1 年 次	春 学 期	4 月 4 月～7 月 7 月～8 月	履修計画の立案 Web 履修登録 授業 試験	研究テーマの決定 研究関連文献の整理 研究指導計画書の提出 研究倫理の審査	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究テーマの指導 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
	秋 学 期	9 月～12 月 1 月	授業 試験		研究指導（随時）
2 年 次	春 学 期	4 月 4 月～7 月 7 月～8 月	履修計画の立案 Web 履修登録 授業 試験	研究指導計画書の提出	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
	秋 学 期	9 月～12 月 1 月	授業 試験	修士論文作成・提出 修士学位申請書提出 修士論文発表・最終試験	研究指導（随時）

【博士前期課程における修士論文提出までの流れ】

時 期	事 項 (手続き内容含む)	関係部署
前年度まで	①次年度に「修士学位授与要件」を満たせるか確認をする。 ②修士論文が次年度提出できるか確認する。	本人
論文提出年度 期首の研究科 が定めた期日	「修士学位論文に関する主題」と「研究指導計画書」を提出、当該専攻主任及び研究科長の承諾を得る。	当該専攻・研究科
10 月	当該年度の「修士論文提出要項」に基づき、「論文審査願 い」の手続きをする。	学部支援室
	申請資格の確認	当該専攻・研究科
12 月～ 1 月	「修士論文提出用ファイル 2 冊」、「修士論文提出票」の配付。	学部支援室
	「修士論文提出要項」に従った修士論文を完成させる。	本人
	修士論文提出期間内に修士論文を 2 部提出し、修士論文受領 書を受領する。	学部支援室
	「修士学位申請書」を提出、「修士の学位授与」の申請をする。	
1 月～ 2 月	研究科長は、研究科委員会の議を経て、審査委員会を設置。	当該専攻・研究科
	修士論文発表会で発表をする。	本人
	審査委員会による大学院学則に基づく審査及び最終試験を受ける。	本人
	審査委員会の審査、判定結果の報告書を研究科長へ提出。受 理した報告について研究科長は研究科委員会に諮る。	当該専攻・研究科
	研究科長は研究科委員会に諮った事項の結果を学長へ報告。	当該専攻・研究科
2 月下旬～3 月上旬	修了判定結果発送	教務企画課

④ 修了要件及び研究指導科目の単位数

博士前期課程の修了要件は、2 年以上在学し、専攻科目について 30 単位（必修科目 8 単位・選択科目 22 単位）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士学位論文審査及び最終試験に合格することである。

修了要件単位数の内訳は、「論文指導科目」の「心理学研究指導 1 A・1 B・2 A・2 B」の 4 科目 8 単位を必修とし、「研究科目」及び「実習科目」の選択科目から 22 単位以上、合計 30 単位以上を修了要件とする。

なお、研究指導科目である「心理学研究指導 1 A・1 B・2 A・2 B」の 4 科目は、1 年次から 2 年次に亘って、半期ごとに配置される各 2 単位の科目であり、大学設置基準第 21 条の趣旨の観点からも妥当な単位数である。

科目区分		修了要件単位数
専攻科目	研究科目	22 単位以上（選択科目）
	実習科目	
	論文指導科目	8 単位（必修科目）
合 計		30 単位以上

(2) 博士後期課程

① 教育方法

1) 授業内容に応じた授業の方法

「特殊研究科目」では、主として講義形式ではあるものの、演習形式に近い形態で授業を行い、教員と学生が異なる専門性をもつ研究者同士という対等な立場に立った上で、心理学の各専門領域の今日的・発展的課題について互いに議論を交わすことにより、当該領域に関する先進的かつ高度な専門的知識を修得させる。

「論文指導科目」では、演習形式により授業を行う。博士論文の執筆や、自立した研究者として心理学界や社会に貢献できる心理学研究を実施するために不可欠な、高度な研究遂行能力を修得させるための研究指導を行う。

2) 学生数の設定

博士後期課程の入学定員は3人であることから、「特殊研究科目」は、特別な措置を講じなくても少人数で各授業科目を運営することができる。さらに、博士後期課程では研究指導教員を12人配置しているため、「論文指導科目」についても、きめ細やかな研究指導を行うことができる。

3) 配当年次

配当年次は、博士論文研究の理論的基盤を早期から構築し、深化させるため、「特殊研究科目」と心理学研究法を扱う「学術成果公表特殊演習」を1年次より配当する。

また、博士論文研究を継続的に支援するため、「論文指導科目」として、1年次の前・後期に「心理学特殊研究指導1A」「心理学特殊研究指導1B」、2年次の前・後期に「心理学特殊研究指導2A」「心理学特殊研究指導2B」、3年次の前・後期に「心理学特殊研究指導3A」「心理学特殊研究指導3B」をそれぞれ配当する。

② 履修指導の方法

1) 履修指導

履修指導は、研究指導を担当する研究指導教員が中心となって行う。学生は、大学院ガイダンスと研究科独自に行うガイダンスに出席し、「履修の手引」「シラバス」を確認しながら研究指導教員の指導の下、年間の履修計画を立て、履修すべき授業科目を決定する。履修登録及び学生生活全般に関する問合せについては、教務企画課及び心理学部支援室が適宜対応する。

また、研究指導教員による履修指導を効果的に行いながら、教育及び修了時における質保証を果たす。

2) 履修モデル

博士後期課程においても、博士前期課程と同様に学生に履修モデルを提示し、学生の研究領域や研究テーマに基づいて履修指導を行い、論文作成に必要な授業科目を適切に履修させる。

履修モデルは、研究領域毎に基礎心理系、臨床心理系及び発達臨床心理系の3つのモデルを作成した。

モデル	概要
Aモデル	基礎心理系の領域を中心に履修するモデル
Bモデル	臨床心理系の領域を中心に履修するモデル
Cモデル	発達臨床心理系の領域を中心に履修するモデル

【資料5：心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）履修モデル総括表】

【資料6：心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）履修モデル】

③ 研究指導の方法

博士論文作成に向け、必修科目である「心理学特殊研究指導1A・1B・2A・2B・3A・3B」を通して、3年間に亘って研究指導を行う。また、必修科目である「学術成果公表特殊演習」を通して、博士論文研究に必要な高度な研究遂行能力を涵養する。学生は、文献その他の資料を収集、調査、分析した上で研究活動を行う。研究指導教員と副研究指導教員は、学生の理解度と進捗を把握し、必要な助言と指導を行う。

1年次の4月には、学生が研究指導教員の専門分野とその意向を参考にし、研究対象やフィールドなどから研究の実現可能性を踏まえ、研究計画書（主題、目的、方法及び参考文献）を作成する。研究指導教員は、作成された研究計画書に対応した指導計画の概要を記述した研究指導計画書を作成する。同時に研究計画と指導計画の内容を踏まえ、副研究指導教員を決定し、学生にはその教員の特殊研究科目を受講させ、適宜論文作成の助言を受けることを薦める。

1年次の4月以降、研究計画に基づいた具体的な研究方法を指導する。必要に応じて明星大学研究倫理委員会の研究倫理審査を受審させ、研究倫理委員会の承認を得てから研究を進めさせ、得られた研究成果については、学会発表や査読のある学術誌への投稿を促す指導をする。なお、研究倫理委員会の構成員及び役割は下記の通りである。

2年次の4月にも、学生は1年次の研究活動の進捗を踏まえて当該年度の研究計画書を作成する。研究指導教員は、作成された研究計画書に対応した指導計画の概要を記述した研究指導計画書を作成する。2年次の3月までには博士論文の主要な研究データの収集が完了するよう指導計画を立てる。また、3年次の8月までには査読のあ

る学術誌に2編以上の論文が掲載されるよう投稿を促す指導をする。

3年次の4月にも研究計画書と研究指導計画書を作成し、3年次の7月までに博士論文の初校を完成できるように指導を行う。初校の博士論文は、研究指導教員の他2人の副査が予備審査を行い、改善点について指導・助言を行う。学生は指導を踏まえて論文を修正し、3年次の11月までに博士論文を提出する。

完成した博士論文については、学生が指定期日までに専攻主任を経て研究科長に、博士学位申請書、博士學位論文及び研究業績書等を提出し、博士の学位授与の申請を行う。当該申請に対して、研究科長は専攻主任の意見を聴き、当該博士學位申請者が申請要件を有すると認められた場合、研究科委員会に博士論文審査委員会の設置を諮り、その議を経て博士論文審査委員会を設置する。博士論文審査委員会は、3名以上の委員をもって組織し、研究科委員会が必要と認めた場合には、他大学の大学院又は研究機関等の教員等を委員に加えることが可能となっている。

博士論文審査委員会は、申請を受理した日から1年以内に研究科委員会が定めた審査基準及び内容・方法により、博士學位論文の審査及び最終試験並びに公聴会を行う。

審査結果については、研究科長に報告し、研究科委員会は報告に基づき、博士學位論文及び最終試験の可否とともに、博士の学位授与要件の有無を審議し決定する。

博士後期課程における研究指導の全体計画及び學位論文審査までの流れは、下表の通りである。

【明星大学研究倫理委員会】

本学の研究に係る倫理を保持するため、明星大学研究倫理委員会を置き、本学の研究倫理に関する方針の策定及び研究計画の審査を行っている。

構成員及び役割は次の通りである。

- 構 成 員：学長が指名する副学長、各研究科の研究科長、明星大学心理相談センター長、明星大学連携研究センター長、その他学長が必要と認める者若干人
- 役 割：明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定
研究計画の審査
その他研究倫理について必要な事項の協議

【資料4：明星大学研究倫理規程、明星大学研究倫理委員会細則】

【博士後期課程における研究指導の全体計画】

学年	学期	時期	履修	研究・修士論文	専攻・指導教員
1 年次	春 学期	4月	履修計画の立案 Web履修登録	研究テーマの決定 研究関連文献の整理 研究指導計画書の提出 研究倫理の審査	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究テーマの指導 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
		4月～7月 7月～8月	授業 試験		
	秋 学期	9月～12月 1月	授業 試験		研究指導（随時）
2 年次	春 学期	4月	履修計画の立案 Web履修登録	研究指導計画書の提出	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
		4月～7月 7月～8月	授業 試験		
	秋 学期	9月～12月 1月	授業 試験		研究指導（随時）
3 年次	春 学期	4月	履修計画の立案 Web履修登録	博士論文概要の提出 研究指導計画書の提出	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究指導計画書の受理 研究指導（随時） 博士論文概要の指導
		4月～7月 7月～8月	授業 試験		
	秋 学期	9月～12月 1月	授業 試験	博士論文執筆・提出 学位申請の為の書類提出 博士論文予聴会・最終試験 博士論文公聴会	研究指導（随時） 申請資格の確認 博士論文執筆指導 論文審査委員会開催

【博士後期課程における博士学位論文審査までの流れ】

時期	事項（手続き内容含む）	関係部署
前年度まで	①次年度に「博士後期課程修了要件」を満たせるか確認をする。 ②博士論文が次年度提出できるか確認する。	本人
論文提出年度 期首の研究科 が定めた期日	博士論文提出申請手続きをする 「博士学位論文の主題」「研究指導計画書」を提出、当該専攻主任及び研究科長の承諾を得る。	当該専攻・研究科
9月	申請資格の確認	当該専攻・研究科
	審査委員会の設置と審査委員の取り決め	研究科長
11月	「博士論文提出用ファイル3冊」「博士論文提出票」の配付。	学部支援室
	「博士論文提出要項」に従った博士論文を完成させる。	本人
	博士論文提出期間内に博士論文を3部提出し、博士論文受領書を受け取る。 「課程博士の学位授与」の申請手続きをする 「博士学位申請書」「博士学位論文3部」「研究業績書等」を提出	学部支援室
1月～ 2月	公聴会での審査、最終試験（関係する専攻学術等及び外国語）を受ける。	本人
	審査委員会の審査、判定結果の報告書を研究科長へ提出。受理した報告について研究科長は研究科委員会に諮る。	当該専攻・研究科
	研究科長は研究科委員会に諮った事項の結果を学長へ報告。 修了判定結果発送	当該専攻・研究科 教務企画課
次年度	学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文を明星大学機関リポジトリに掲載する。	本人

④ 修了要件及び研究指導科目の単位数

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、専攻科目について20単位（必修科目14単位・選択科目6単位）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文審査及び最終試験に合格することである。

修了要件単位数の内訳は、「特殊研究科目」の「学術成果公表特殊演習」の1科目2単位、及び「論文指導科目」の「心理学特殊研究指導1A・1B・2A・2B・3A・3B」の6科目12単位を必修とし、「特殊研究科目」の選択科目から6単位以上、合計20単位以上を修了要件とする。

なお、研究指導科目である「心理学特殊研究指導1A・1B・2A・2B・3A・3B」の6科目は、1年次から3年次に亘って、半期毎に配置される各2単位の科目であり、大学設置基準第21条の趣旨の観点からも妥当な単位数である。

科目区分		修了要件単位数
専攻科目	特殊研究科目	2単位（必修科目）
		6単位以上（選択科目）
	論文指導科目	12単位（必修科目）
合計		20単位以上

6. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

心理学研究科心理学専攻は、既存の人文学研究科心理学専攻を発展的に改組改編し設置することから、既存の人文学研究科心理学専攻が教育研究活動を行っている日野校の校地等を引き続き利用する。

日野校は289,254㎡の敷地面積を有し、うち74,314㎡を運動場用地として利用している。校地には教育研究に必要な講義棟や実験・研究棟のほか、野球場、テニスコート、総合体育館を運動施設として整備しており、校地面積、校舎面積は「大学設置基準」が定める必要面積を充足している。

日野校においては、学修効果の向上と安心・安全の観点から、平成16年度以降年次計画に従って校地・校舎の再開発を実施し、24号館～33号館を新設するとともに、これと並行して既存建物の改修・整備も行った。この結果、各学部・研究科等の学問特性や教育課程に対応した教育研究活動を実施するために必要な講義室・実験室・演習室・研究室等の施設は充足し、さらに必要な設備・機器等も更新・整備を行った。

キャンパスの再開発に伴って車椅子用スロープや昇降機の設置・エレベーターの設置・ユニバーサルトイレの設置など施設・設備のユニバーサル化が実現した。

また、学生生活支援のため、キャンパス内に食堂2ヶ所・カフェ2ヶ所・コンビニエ

ストア2ヶ所・ブックセンター1ヶ所を設置している。

さらに、キャンパス再開発に際しては、学生の「居場所」づくりを重視し、各建物に数多くの談話室・オープンスペースを設置するとともに、学生の課外活動支援のため、12号館（学友会本部・委員会室・スタジオ等）、31号館（各部・サークル室）を整備しているほか、25号館体育館（フィットネスルームを含む）、5号館（屋内練習場）、13号館（温水プール・卓球場・剣道場・柔道場・弓道場を含む）、野球場、テニスコート等も整備している。

（2）校舎等施設の整備計画

心理学研究科心理学専攻は、既存の人文科学研究科心理学専攻を発展的に改組改編し設置することから、教育研究に必要な施設・設備については既に充分整備されており、改組改編後もそれらを有効に活用し、教育研究活動に取り組むこととする。

校舎については、既存の23号館、26号館、27号館及び28号館を使用する。それぞれの校舎には大小様々な講義室及び演習室があるほか、各種AV機器等も備えており、研究科専攻の教育研究に必要なかつ十分な環境を整備している。

また、学生の自習室については、27号館13階に89.0㎡の「院生自習室」を設けており、机をはじめ、書架やロッカーのほか、パソコン及びプリンターも備えている。この他にも、図書館地下1階には12室の「研究個室」が設けられており、学生が学内で自習可能な環境を整備している。

【資料7：心理学研究科 院生自習室】

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館には、約89万冊の図書と約1万1千種の学術雑誌が既に所蔵されており、これらを有効に活用する。

心理学研究科心理学専攻の教育研究に必要な専門図書については、既存の図書を拡充し、完成年度には約2.6万冊を所蔵する。内訳は心理学関係約1.0万冊、哲学関係約3.3千冊、医学関係約9.5千冊、教育心理学・社会（労働）心理学関係約3.2千冊である。また、学術雑誌及び電子ジャーナルについては、既に整備されている学術雑誌647種、電子ジャーナル243タイトルを有効に活用する。

本学の図書館は、延べ床面積約1万7千㎡の規模を有し、閲覧座席は862席を整備している。その他、館内にはグループ学習室（3室）及び研究個室（12室）も整備しており、教育研究活動に必要な環境を備えている。

また、館内には114台のパソコンを整備しており、データベースの利用やインターネット検索、電子ジャーナルを利用することができる。文献検索システムとしてはOPACを完備し、本学図書館に蔵書がない場合には、NACSISとの連動により、大学図書館間の相互

貸借により閲覧することが可能になっている。

【資料8：学術雑誌等の一覧表】

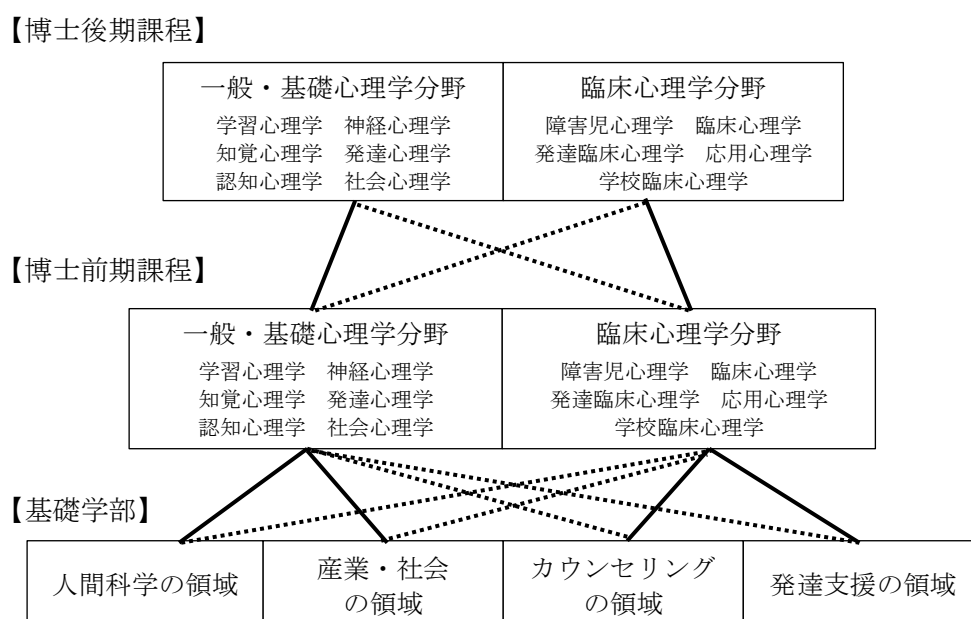
7. 基礎となる学部等との関係

心理学研究科心理学専攻は、既存の心理学部心理学科を基礎に設置するものである。心理学部心理学科は、実践的教養としての心理学に関する専門的知識及び技能をもって社会に貢献できる人材の育成を目的に掲げ、「人間科学の領域」「産業・社会の領域」「カウンセリングの領域」「発達支援の領域」の4つの領域を設け、体系的かつ横断的な教育を通じて実現するものである。

心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）は、基礎となる心理学部心理学科の4つの領域を発展・応用させながら、大きく「一般・基礎心理学分野」と「臨床心理学分野」の2つの分野で構成し、さらに「一般・基礎心理学分野」は、「学習心理学」「知覚心理学」「認知心理学」「神経心理学」「発達心理学」「社会心理学」の6領域を設け、「臨床心理学分野」は、「障害児心理学」「発達臨床心理学」「学校臨床心理学」「臨床心理学」「応用心理学」の5領域を設け、教育研究に取り組む。博士後期課程は、博士前期課程同様に「一般・基礎心理学分野」と「臨床心理学分野」の2分野・11領域で構成し、さらに発展・応用させながら教育研究に取り組む。

心理学部と心理学研究科の関係図は下記の通りである。

基礎となる学部等との関係図



8. 入学者選抜の概要

(1) 博士前期課程

① 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）は、人材養成の目的を「心理学における研究及び実践を通して、科学的な態度をもって、人間の行動と認識を探究し、現代社会が抱える問題の解決に貢献できる人材を育成する。」としている。この目的を踏まえ、本学の研究科専攻で統一した5つの観点に基づき、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次の通り定める。

○ 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

[知識・理解]

1. 心理学の諸領域に関する幅広い基礎知識を有し、適切なデータ収集及び解析方法を理解できる人。

[思考・判断]

2. 国内外の学術論文を読み、その内容を把握できる人。

[関心・意欲]

3. 人間の基本的な行動メカニズムや現代社会が抱える諸問題に関心を持ち、心理学の専門的立場から、それらの問題解決に向けた研究を行える人。

[態度]

4. 研究者あるいは実践家として、学術や社会の発展に貢献できる人。

[技能・表現]

5. 実証的・科学的な心理学研究を遂行するために必要な一連の研究技法を身につけ、得られた知見を学術論文としてまとめ、的確に発信できる人。

② 入学者選抜の概要

博士前期課程においては、「学内推薦入学試験」「一般入学試験」の2つの試験区分を設けて入学者選抜を行い、学生を受け入れる。

1) 学内推薦入学試験

学内の学生を対象とする推薦入学試験で、選抜方法は、面接試験と研究計画書の提出書類により行う。

2) 一般入学試験

一般入学試験は大学院入学資格（見込みを含む）を有する者に対し、1期と2期の2回実施する。選抜方法は筆記試験、面接試験及び研究計画書の提出書類により行う。

(2) 博士後期課程

① 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）は、人材養成の目的を「心理学における研究及び実践を通して、新たな社会の創造・発展を牽引していく俯瞰力と独創性を備えた研究者を育成する。」としている。この目的を踏まえ、本学の研究科専攻で統一した5つの観点に基づき、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次の通り定める。

○ 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

[知識・理解]

1. 心理学の諸領域に関する専門的知識を有し、各領域における近年の研究動向について理解できる人。

[思考・判断]

2. 国内外の学術論文の内容を理解し、研究の潮流を見定め、その中に自らの研究課題を位置づけられる人。

[関心・意欲]

3. 人間の基本的な行動メカニズムや現代社会が抱える諸問題に深い関心を持ち、心理学の専門的立場から、それらの問題解決に向けた研究を行い続けることができる人。

[態度]

4. 研究者として、研究成果を学界ならびに社会に還元し、学術や社会の発展に貢献できる人。

[技能・表現]

5. 実証的・科学的で高度な心理学研究を遂行するために必要な一連の研究技法を身に付け、得られた知見を学術論文としてまとめ、的確に発信できる人。

② 入学者選抜の概要

博士後期課程においては、「一般入学試験」により選抜を行い、選抜方法は、面接試験及び研究計画書の提出書類により行う。

9. 取得可能な資格

心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）は、基礎心理学と臨床心理学の両方を重視した学部教育及び大学院における基礎心理学領域の充実を基盤に、心理学研究者と心理実践家を融合した心理師養成を行うための教育課程を編成しており、修了要件単位に含まれる科目を履修することで、国家資格の「公認心理師」及び民間資格の「臨床心理士」の受験資格を取得することができる。

資格名	資格区分	取得の有無	備考
公認心理師	国家資格	受験資格取得	修了要件単位に含まれる科目の履修が必要だが、資格取得は修了の必須条件ではない。
臨床心理士	民間資格	受験資格取得	修了要件単位に含まれる科目の履修が必要だが、資格取得は修了の必須条件ではない。

10. 実習の具体的計画

心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）では、公認心理師の受験資格に必要な「心理実践実習1～5」、臨床心理士の受験資格に必要な「臨床心理基礎実習A・B」及び「臨床心理実習A・B」の計9科目において、学外実習を行う。

(1) 実習の目的

実習においては、学生が学内の授業科目で修得した知識・技能・態度を基に、実際の心理臨床の現場における体験を通じて、理論と実践を統合し、心理臨床の本質を理解するとともに、様々な領域の専門家と連携・協働して心理臨床を実践するための能力を身につけることを目標としている。

具体的には、心理職として必要な倫理観を基盤とし、対象やその家族がもつ心理的課題について適切に査定し、科学的な根拠に基づき心理臨床を実践する能力を養うとともに、心理臨床に必要な判断能力、応用能力、課題解決能力を養う。また、援助過程を通して自己洞察を行い、専門職として自己成長することを目的とする。実習においては、修得すべき具体的能力として以下のような教育目標を設定する。

- ア コミュニケーション能力を修得し、心理支援を要する者と援助的関係の基盤を形成できる。
- イ 根拠に基づいた最新の臨床心理学理論と技法を用いて、心理臨床の実践ができる。
- ウ 心理臨床の専門家としての倫理を身につけ、実践することができる。
- エ 専門家同士のチームの一員として、心理支援の位置づけと役割を理解することができる。
- オ 心理臨床の実践にかかわる関連法規を理解できる。

(2) 実習先

実習施設は、臨床心理士や精神保健福祉士の実習を受け入れ、学生指導の実績がある東京都及び神奈川県内の病院、小中学校、福祉施設、鑑別所、産業領域の心理支援を行っている事業所を中心に、実習の内容、受け入れ学生数、実習施設の種類、実習期間、本学からの利便性等を勘案して、多様な心理支援の場に応じた実践を学ぶことができる実習施設を確保した。

実習先として確保している病院・施設、そして実習授業科目名、それぞれの授業科目における受け入れ学生数は「実習施設一覧」の通りである。また、全施設から実習施設として使用する承諾を得ており、実習の実施に支障はない。

東京都に40ヶ所の施設、神奈川県に8ヶ所の施設がある。学生の利便性を考慮し、可能な限り本学の近隣の施設、もしくは学生の自宅から電車やバスで通える施設とした。

なお、一部の精神病院や児童養護施設については、交通の利便性が悪い場所にあるため、学生には実習施設が運行する巡回バスを利用させる。

【資料9：実習施設一覧】

【資料10：実習受入承諾書の写し（原本証明）】

① 実習先との契約内容

実習契約書の内容は、実習生の受け入れ、実習内容、契約期間、実習費、解除、個人情報保護の保護、中止、疾病及び傷害、損害賠償等について定め、契約書を取り交わす。

実習において個人情報の保護と医療事故防止に努め、問題発生時の速やかな対応ができるように個人情報の取り扱いと保護、医療事故対応、連絡体制について実習要項に記載し、実習オリエンテーション時に周知徹底を図る。

② 実習水準の確保の方策

実習の前提となる知識・技能・態度を定着させた上で実習に臨むよう、履修モデルを提示し、実習の前提科目を明確にした履修指導を行う。各実習の開始までに必要な知識・技能・態度が定着した学生のみが実習に参加できることとする。

科目責任者は、実習開始前に実習の目的、実習内容、実習方法、評価等に関する内容を実習担当教員が意思統一できるように打ち合わせを行う。

実習中、実習指導教員は、月1回程度、実習の実施状況を確認する会議を行い、実習に関する全ての事項を管掌した上で必要な対策をすることで、実習水準の確保に努める。

実習後は、学生の学修目標の達成度を把握し、成績と単位認定について総括する。

③ 実習先との連携体制

実習の開始前に実習担当教員は、各実習施設の実習指導者と実習内容及び実習指導に関する事項について協議する。本学の教育目標、人材養成の目的、教育課程編成の考え方、実習における到達目標等についての共通理解を図るとともに、実習内容、方法、評価について実習指導者と調整を行う。

実習開始後、実習担当教員は、定期的な巡回指導の際に実習指導者から直接意見を聞くことで密な連携体制を構築し、維持する。

④ 実習前の準備状況

1) 感染予防対策

学生及び実習施設における感染予防対策として、健康診断時に感染症抗体価を調べる。感染症抗体価は、実習先との協議の上、必要な抗体について、例えば、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、C型肝炎の免疫獲得状況と感染の有無について把握し、実習前までに抗体価を獲得できるように予防接種を実施する。

学生には、①入学時点で感染症の検査を行い、抗体価の低い場合は予防接種を実施すること、②感染症の有無を確認し大学がその情報を管理すること、③実習施設からの要請があれば情報を提供すること、④毎年の定期健康診断を必ず受診すること等を説明する。

実習中は感染予防に関するガイドラインを学生へ説明し、感染予防対策を講じるように指導を行う。また、実習担当教員は常に学生の健康状態に配慮し、受け持ち対象者とその周囲への感染を未然に防ぐように指導する。

2) 保険等の加入状況

実習生が実習中または実習先への往復途上に被った不慮の災害事故の補償と、第三者に怪我を負わせた場合や第三者の所有物を破損した場合の補償等に備えて、大学が必要な賠償責任保険の加入手続きを行う。

3) 個人情報保護

大学と実習施設は、実習前に個人情報保護に関する取り決めを行い、協定を結ぶ。また、実習事前指導において、人権の尊重、個人情報保護に関する法令やその内容を周知徹底し、個人情報保護の基本的考え方・態度を修得できるように指導する。

情報収集は受け持つ対象者に限る等、実習に最低限必要となる情報にとどめ、知りえた個人情報については、守秘義務があることを周知徹底する。個人情報を家族や友人に話すことや、SNSに投稿する等の禁止事項についても指導する。

また、実習記録等への記録については、対象者の氏名や生年月日、家族歴といった個人情報は記号化して個人が特定できないようにした上で管理を徹底する。

4) 誓約書の提出

実習の実施にあたっては、学生に「実習誓約書」の提出を求め、安全確保や対象者の同意等、実習施設の諸手続きを遵守することを誓約させる。

(3) 事前・事後における指導計画

実習では、実践の場での課題発見と課題解決、専門的知識と技術の統合を重視することから、実習前または実習と並行して関連科目の履修をするとともに、事前準備に充分

な時間をかけて、実習の目的、実習施設の概略を学生に周知し、知識の整理、課題の検討等を行うこととする。

各実習科目の最終日には、それぞれの実習施設における実習内容、実践の場で学んだ事項の情報交換や指導等、総合的な事後学習を行い、学内での学修と実習をより緊密に結びつけ、知識と技能の統合を図る。

具体的には次の内容の事前・事後指導を行う。

① 実習前の指導計画

1) 全体オリエンテーション

年度の実習開始時の全体オリエンテーションでは、その学年毎に1年間の実習計画について説明し、学生に実習に臨む自覚を持たせる。実習の目的、実習記録、提出物及び提出方法、成績評価、専任教員との連絡方法等について説明を行い、実習について具体的なイメージを持たせる。

2) 実習科目別のオリエンテーション

実習科目別のオリエンテーションを行い、それぞれの実習科目の目的や評価基準を説明する。また、実習にあたっての守秘義務、学生自身が病気や怪我をした時の対応、事故を起こさないための注意点、万一事故が発生した場合の対応等を再度説明し理解できているかを確認する。

3) 実習施設別のオリエンテーション

実習開始前にそれぞれの実習担当教員は、実習施設別のオリエンテーションを実施し、実習施設の特徴や諸規則について説明する。

② 実習後の指導計画

1) カンファレンスの開催とスーパーバイズの実施

実習担当教員は、実習の期間中にカンファレンスを行い、学生間での実習体験の共有化を図る。実習担当教員は、実習の記録物を基に学生にスーパーバイズを実施し、学生に実習内容を振り返らせるとともに、次の実習に向けての課題が明らかになるように指導する。

2) 支援が必要な学生への継続的な関わり

実習において学生の学修目標が最低限達成されたものの身体的・心理的な問題が生じていると判断された場合、次の実習を担当する教員へ引継ぎを行う。また、継続的に指導と見守りが必要な学生には面接を行って問題の解決を図る。

③ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習科目を履修する学生5人に対し、1人以上の教員（専任教員、非常勤教員）を配置し、事前事後の指導及びカンファレンスとスーパーバイズを行う。

学外の実習先への巡回指導については、学生の実習5回につき教員の巡回指導を1回実施することで、講義と巡回指導のバランスをとり、教員の負担が過度にならないように調整する。

巡回の際には、実習の様子を観察して進捗を確認するとともに、学生の健康状態や心的負担を確認し、実習指導者と協議した上で、実習現場で必要な指導を行う。巡回指導の移動方法としては、電車、バス、自動車を利用し、巡回先は大学または教員の自宅から通える範囲とする。

④ 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における実習指導者の配置については、実習施設ごとに心理支援に関して5年以上の実務経験を持つ実習指導者を配置する。本学の実習担当教員と連携して、実習が可能な環境を整えることや、学生が実習施設の利用者と関係を構築できるよう実習施設側へ依頼をしている。事前に実習担当教員と打ち合わせを十分に実施し、施設を利用した効果的な指導ができるよう実習担当教員と実習指導者が協働する。

（4）成績評価体制及び単位認定方法

実習の成績評価は、実習科目の成績評価基準に基づいて、科目責任者が行う。科目責任者は、実習担当教員の所見、実習施設の実習指導者のコメント、学生の出席状況、実習記録により総合的に判断し、実習目標の到達状況を評価する。また、学生の実習状況については、実習担当教員と施設の実習指導者が実習期間中や実習終了後に打ち合わせを適宜行い把握する。

【資料9：実習施設一覧】

【資料10：実習受入承諾書の写し（原本証明）】

1.1. 管理運営

本学では、教学に関する管理運営を適切に行うため、以下の会議体等の設置を定め、大学運営に関する審議等を行っている。

（1）大学評議会

大学評議会は、「明星大学大学評議会運営細則」に則り、学長が招集し、全学的重要事項を審議する。開催は年間5回程度で、構成員及び審議事項は次の通りである。

- 構 成 員：学長、副学長、学部長、大学院研究科長、通信教育課程長、全学共通教育委員会委員長、図書館長、各学部所属教授各2人及び全学共通教育委員会構成員教授3人。
- 審 議 事 項：ア 教育、研究に関する全学的重要事項
 イ 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
 ウ 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
 エ 全学共通科目及び全学的な資格科目に関する事項
 オ その他必要と認められる事項

(2) 研究科委員会

研究科委員会は、「明星大学大学院学則」第8条に「本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。」と定め、「明星大学大学院研究科委員会運営細則」に則り、研究科長が招集し、当該研究科の教育研究、学籍、学生補導、教員人事等に関する事項を審議し、学長へ報告する。

- 構 成 員：当該研究科に所属する専任の教授・准教授・講師・助教
- 審 議 事 項：ア 学生の入学及び修了に関する事項
 イ 学位の授与に関する事項
 ウ 教育研究に関わる重要な事項で、学長が定める事項
 - ・教育課程に関する事項
 - ・休学、退学に関する事項
 - ・学生補導、賞罰に関する事項
 - ・大学院学則及び大学院教則に関する事項
 - ・教員の人事に関する事項
 - ・その他の学長からの諮問に関する事項

(3) 諮問委員会

諮問委員会は、学長が必要に応じて設置できる委員会として「明星大学学則」に規定されている。諮問委員会は、恒常委員会と臨時委員会に区分され、恒常委員会の構成員は、原則として学部を代表する教員、学長が指名する副学長及び学長が必要と認めた者で組織される。臨時委員会の構成員は、委員会を組織する際、学長が指名する。

恒常委員会、臨時委員会ともに委員長は学長が指名し、委員長が委員会を招集し、議長となる。

委員会は諮問事項に対して定められた期日までに学長に答申し、当該答申は必要に応じて学部教授会、研究科委員会又は大学評議会において協議される。

現在設置されている諮問委員会（恒常委員会）は次の通りである。

なお、臨時委員会については、大学運営に必要となる委員会をその都度設置している。

- ア 大学規程整備委員会
- イ 全学教務委員会
- ウ 全学学生生活委員会
- エ 全学入試運営委員会
- オ 明星大学自己点検・評価基本方針策定委員会
- カ 全学FD委員会
- キ 明星大学キャンパス開発委員会
- ク 明星大学個人情報運用管理委員会
- ケ 明星大学ハラスメント防止・対策委員会
- コ 明星大学研究倫理委員会
- サ 明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会
- シ 明星大学利益相反マネジメント委員会
- ス 明星大学安全保障輸出管理委員会
- セ 明星大学組換えDNA実験安全委員会
- ソ 明星大学動物実験委員会
- タ 明星大学海外研修危機管理委員会
- チ 明星大学ウェブサイト管理委員会
- ツ 明星大学障がい学生支援検討委員会
- テ 明星大学発明審査委員会

以上の通り、大学評議会や研究科委員会、その他の会議体で審議または協議等を行い、それに基づいた大学運営を行うことにより、学部・研究科等の独自性を担保しつつも大学全体を円滑かつ適切に管理運営する体制が整備されている。

また、事務組織としては、教務企画課、学生サポートセンター、キャリアセンター等の全学を対象として業務を行う部署のほか、学部支援室を学部ごとに設置し、学部長及び研究科長の業務執行補佐、教授会運営事務、教員の教育研究活動支援、所属学生の学習・生活面の支援・指導等、当該学部等を円滑に運営・支援する体制を整備している。

【資料 11：学内諮問委員会の所管事項等】

12. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の取組

本学における自己点検・評価の取り組みは、平成8年度より学部学科単位で恒常的に行ってきたが、全学の横断的な事項に対応するため、平成12年度に全学的な自己点検・評価委員会を設置し、大学全体、学部・研究科単位及び通信教育部での点検・評価活動を行

い、その結果については逐次報告書を作成し刊行してきた。

平成 15 年度の学校教育法の一部改正により、全ての大学に対して認証評価機関による評価（以下「認証評価」）が義務付けられたことから、これまでの本学の自己点検・評価の活動をさらに組織的、継続的に実施する体制を整備するために、「明星大学自己点検・評価規程」及び「明星大学自己点検・評価委員会細則」を各学部教授会及び大学評議会の議を経て平成 15 年 9 月に制定した。

（２）自己点検・評価の実施体制

明星大学自己点検・評価規程に則り、①自己点検・評価基本方針策定委員会（以下「基本委員会」）、②全学自己点検・評価実施委員会（以下「全学委員会」）、③部局別自己点検・評価委員会（以下「部局別委員会」）を組織し、自己点検・評価の実施体制を整備した。

また、規程の制定を機に、部局が独自に定めていた点検・評価項目を、後述する認証評価機関の定める項目に全学的に統一した。

各委員会の構成員と役割は、それぞれ次の通りである。

① 基本委員会

- 構 成 員：学長が指名する副学長、事務局長、学長が指名する者若干名。
- 役 割：ア 自己点検・評価の基本方針の策定
イ 自己点検・評価項目に基づく細目の設定
ウ 評価基準の設定
エ その他自己点検・評価に関する基本事項の策定

② 全学委員会

- 構 成 員：学長が指名する副学長、学部長及び学部部長が指名する教員若干名、研究科長及び研究科長が指名する教員若干名、通信教育課程長、全学共通教育委員会委員長及び委員長が指名する教員若干名、事務局長及び事務局長が指名する職員若干名、学長が指名する教職員若干名。
- 役 割：ア 全学的自己点検・評価の実施
イ 部局別自己点検・評価結果の検証
ウ 自己点検・評価報告書の編集

③ 部局別委員会

- 構 成 員：各部局の長・各部局の長が指名する教職員（3～5名）。
- 役 割：ア 各部局別自己点検・評価の実施
イ 自己点検・評価の全学委員会への報告

- 部 局：学部、大学院研究科、全学共通教育、通信教育部、図書館、附属研究機関、学生生活、事務局。

(3) 認証評価（学校教育法第109条第2項への対応）

認証評価については、平成15年度に全学的な自己点検・評価に係る規程と実施体制が整ったことを踏まえて、平成17年度に財団法人（現公益財団法人）大学基準協会の認証評価を受けることが、大学評議会の議を経て、理事会で承認された。

同協会の定める点検・評価項目（①理念・目的・教育目標、②教育研究組織、③教育研究の内容・方法、④学生の受け入れ、⑤教育研究のための人的体制、⑥研究活動と環境、⑦施設・設備等、⑧図書館、⑨社会貢献、⑩学生生活、⑪管理運営、⑫財務、⑬事務組織、⑭自己点検・評価、⑮情報公開・説明責任）について、自己点検・評価に係る各委員会を中心に全学的（通信教育部を含む）に作業を行い、平成17年3月に『明星大学自己点検・評価報告書』を作成した。

同報告書をもって、当初の計画通り同協会の認証評価を申請し、平成18年3月に同協会の定める「大学基準」に適合していると認定され、正会員として承認された（認証期間：平成18年4月～平成23年3月）。

また、認証期間が平成23年3月までとなることから、平成22年度には法令で定める期間（7年間）の経過を待たずに大学評価を受けることとし、前回同様に同協会が定める点検・評価項目（15項目）について全学で作業を実施し、平成22年3月に大学評価申請用『明星大学自己点検・評価報告書』を作成し、同協会に提出した。

その後、平成22年10月の日野校及び青梅校の現地視察を経て、平成23年3月には、引き続き同協会が定める「大学基準」に適合していることが認定された（認証期間：平成23年4月～平成30年3月）。

さらに、平成28年度に同協会が定める点検・評価項目（①理念・目的、②教育研究組織、③教員・教員組織、④教育内容・方法・成果、⑤学生の受け入れ、⑥学生支援、⑦教育研究等環境、⑧社会連携・社会貢献、⑨管理運営・財務、⑩内部質保証）に基づいて自己点検・評価を実施し、平成29年3月に大学評価申請用『明星大学自己点検・評価報告書』を作成し、同協会に提出した。その後、平成30年4月には、引き続き同協会が定める「大学基準」に適合していることが認定された（認証期間：平成30（2018）年4月～令和7（2025）年3月）。

(4) 改善活動への取組

平成29年度の大学評価において、公益財団法人大学基準協会より指摘された助言・勧告事項については、直ちに各部局にフィードバックし、平成30年11月までに全学及び各部局で具体的な改善計画を作成した。その後、その計画に基づいて順次改善活動に取り組み、令和3（2021）年3月までに改善を完了し、同年7月に同協会へ『改善報告書』を

提出する予定である。

本学では、点検・評価活動をより効率的に実行するために、全学はもちろん、各学部学科が自主的に自己改善を行う仕組みとして、『MI21 プロジェクト (Meisei Innovation for the 21st Century)』を平成 22 年度より本格的に導入している。

具体的には、まず全学レベルで本学の教育目標達成に向けての指針となる全学戦略マップを構築、それを基に BSC (Balanced Score Card) の手法を用いて数値目標を設定、全学及び各部局で目標達成に向けて取組を推進するというものである。さらにはこの全学の指針を基に、各学部学科等が戦略展開単位を形成、それぞれが戦略マップと BSC を構築し、全学と同様の取組を進めている。

本プロジェクトでは、年度単位で個々の取組の結果を検証することで、組織としてのいわゆる PDCA サイクルを確立、点検・評価、改善活動を効率的かつ永続的に行う仕組みとして、全学で推進している。

心理学研究科心理学専攻開設後も引き続き全学で定期的に自己点検・評価を実施するとともに、定期的に認証評価を受け、不断の改善、改革に取り組むこととする。

1.3. 情報の公表

(1) 公表の取組

在学生やその保護者、卒業生、受験生のほか、広く一般社会へ情報を提供するため、本学では各種刊行物に加え、Web 環境を活用した情報発信を積極的に行っている。また、本学が行う諸活動の社会的説明責任を果たし、かつ本学の運営の透明性を保つことを目的とし、「学校法人明星学苑情報公開規程」及び「明星大学教育情報の公開に関する細則」を制定し、適切な情報の公表に努めている。

(2) 情報提供媒体及び項目

① 大学案内及び大学院案内

本学の沿革や建学の精神・教育目標、各学部・研究科等の特長、特色ある科目、取得可能免許・資格に関する情報、学納金、奨学金制度、学生生活支援に関する情報、大学の施設・設備に関する情報、卒業生の進路状況に関する情報等を提供している。

② 履修の手引

教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針、設置授業科目、学生の知識・能力の修得水準（成績評価方針・基準）に関する情報や学則等の情報を提供している。

③ 入学試験要項

大学院への入学や学修機会に関する情報、学納金等の情報を提供している。

④ 大学ホームページ

教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）・目標・計画、授業計画（シラバス）、大学及び大学院への入学や学修機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準）、各教員の研究に関する情報、卒業生及び修了生の進路状況に関する情報、大学及び大学院での研究課題に関する情報、自己点検・評価報告書等の情報を提供している。

（明星大学：<https://www.meisei-u.ac.jp/>）

⑤ 自己点検・評価報告書等

本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び社会貢献活動等の状況について、全学又は部局単位で点検・評価を行った情報等（認証評価機関の定める項目に従った大学運営全般に関する情報）を提供している。

その他、本学を設置している学校法人明星学苑のホームページ上で、事業計画書や事業報告書の公開を通して財務状況（財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・消費収支計算書）や学生情報（収容定員・在籍者数等）に関する情報を提供している。

（学校法人明星学苑：<https://www.meisei.ac.jp/>）

1 4. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教員の教育に関する資質を向上させ、授業内容・方法を改善するために、平成 19 年度より学長の諮問委員会として「全学 FD 委員会」を設け、全学的 FD 活動の実施や部局別 FD 活動の指針となる全学的基本方針を策定するなど、全学をあげて組織的な取組を行っている。また、平成 21 年度に整備した「明星大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」では、「全学 FD 委員会」及び「部局別 FD 委員会」の役割を明確にした。

「全学 FD 委員会」は、全学的な FD 活動のための基本方針の策定をはじめ、全学的な FD 研修の企画・実施・評価、新任教員に対する研修、学生による授業アンケート（授業評価）の企画・活用方法の検討、部局別 FD 研修への助言等を行っている。

「部局別 FD 委員会」は、学部・研究科・全学共通教育委員会・通信教育課程の単位で設置され、部局で行う FD 研修の企画・実施・評価、学生による授業アンケート（授業評価）の部局における活用方法の検討等を行っており、より組織的かつ継続的に FD 活動を実施できるよう体制を整備している。

また、平成 15 年度から全学的に実施している学生による授業アンケート（授業評価）

結果の活用については、各教員へフィードバックするとともに、それぞれの部局単位で教員相互に活用して部局全体の授業改善の施策を講じるようにしている。

心理学研究科心理学専攻においても、学生の主体的な学修を促す教育手法や学修支援策等についてFD研修を行うとともに、学生による授業アンケート（授業評価）結果等を活用しながら教員の資質の維持向上を図ることとする。

他方で、大学職員に必要な知識・技能の習得及び資質の向上を図るため、事務職員の研修や能力開発等を所掌する人事課において、職員が自ら学べる教育環境を整えている。

明星学苑の目指す職員像「新しい発想で時代の変化に柔軟に対応し、向上心を持って物事に取り組み、完遂することができる職員」の下、5つの能力（シンキング、リーダーシップ、コミュニケーション、アクション、スペシャリティ）を身に付けるべく、3本柱の能力開発「OJT（上司との進捗面談）」「自己啓発（eラーニング）」「集合研修（階層別研修）」を体系的に実施している。また、部署別SDや外部との合同研修等を推奨し、事務職員の能力向上に努めている。

資料目次

- 資料 1 学校法人明星学苑明星大学定年規程
- 資料 2 心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）履修モデル総括表
- 資料 3 心理学研究科心理学専攻（博士前期課程）履修モデル
- 資料 4 明星大学研究倫理規程、明星大学研究倫理委員会細則
- 資料 5 心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）履修モデル総括表
- 資料 6 心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）履修モデル
- 資料 7 心理学研究科 院生自習室
- 資料 8 学術雑誌等の一覧表
- 資料 9 実習施設一覧
- 資料 10 実習受入承諾書の写し（原本証明）
- 資料 11 学内諮問委員会の所管事項等

学校法人明星学苑明星大学定年規程

昭和49年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 明星大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の定年退職は、この規程による。

(定年)

第2条 教職員の定年を次のように定める。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 教育職員 | 65歳 |
| (2) 事務職員 | 65歳 |
| (3) 技能職員・厚生職員 | 62歳 |
| (4) 用務職員 | 62歳 |

(退職の日)

第3条 定年退職の日は、定年に達した学年度の末日とする。

(適用除外)

第4条 法人の理事たる教職員の退職については、法人の理事会の決定による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和49年3月31日現在本学に勤務する教職員については、この規程を昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

教育職員の内、平成23年3月31日までに就任した者については第2条第1項に拘わらず定年年齢を70歳に達した年度末とする。

心理学研究科心理学専攻（博士前期課程） 履修モデル総括表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			履修モデル			修了要件 単位数	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	Aモデル	Bモデル	Cモデル		
専攻科目	研究科目	心理統計法特論	1・2前		2		○					2	22単位以上
		学習心理学特論	1・2前		2		○					2	
		認知心理学特論	1・2前		2		○					2	
		神経心理学特論	1・2前		2		○					2	
		社会病理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2前		2		○			2			
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2前		2		○			2			
		障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2前		2		○			2			
		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2前		2		○			2			
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1・2前		2		○			2		2	
		臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	1・2前		2		○			2	2		
		臨床心理学特論A	1・2前		2		○				2		
		心理療法特論	1・2前		2		○				(2)		
		臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1・2前		2			○		2	2		
		心理学研究法特論	1・2後		2		○				2	2	
		知覚心理学特論	1・2後		2		○				2	2	
		発達心理学特論	1・2後		2		○				2	2	
		社会心理学特論	1・2後		2		○				2	2	
		産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2後		2		○			2		2	
		発達臨床心理学特論	1・2後		2		○				2		
		心の健康教育に関する理論と実践	1・2後		2		○			2			
	臨床心理学特論B	1・2後		2		○				2			
	臨床心理面接特論B	1・2後		2		○				2			
	臨床心理査定演習B	1・2後		2			○			2			
	学術成果公表演習	1・2後		2			○				2		
	投影法特論	2前		2		○				(2)			
	実習科目	心理実践実習1	1通		2				○	2			
		心理実践実習2	1通		2				○	2			
		心理実践実習3	1通		2				○	2			
		心理実践実習4	2通		2				○	2			
		心理実践実習5	2通		2				○	2			
		臨床心理基礎実習A	1・2前		1				○		1		
		臨床心理基礎実習B	1・2後		1				○		1		
		臨床心理実習A	2前		1				○		1		
臨床心理実習B	2後		1				○		1				
論文指導	心理学研究指導1A	1前	2					○	2	2	2	8単位	
	心理学研究指導1B	1後	2					○	2	2	2		
	心理学研究指導2A	2前	2					○	2	2	2		
	心理学研究指導2B	2後	2					○	2	2	2		
合計（38科目）		—	8	64	0	—			36	34	30	30単位以上	

Aモデル：公認心理師資格の取得を目指すモデル

Bモデル：臨床心理士資格の取得を目指すモデル（臨床心理士指定科目の「心理療法特論」「投影法特論」は、いずれか1科目を選択履修）

Cモデル：一般企業への就職及び研究者を目指すモデル

心理学研究科心理学専攻(博士前期課程)履修モデル

Aモデル(M)		公認心理師資格の取得を目指すモデル								
科目区分	1年			2年			合計	修了要件		
	前期	後期		前期	後期					
研究科目	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	社会病理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	18	22単位以上		
	障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	心の健康教育に関する理論と実践	2	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2				
	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2								
	臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)	2								
	臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2								
実習科目	心理実践実習1		2	心理実践実習4		2	10			
	心理実践実習2		2	心理実践実習5		2				
	心理実践実習3		2							
論文指導科目	○心理学研究指導1A	2	○心理学研究指導1B	2	○心理学研究指導2A	2	○心理学研究指導2B	2	8	8単位
合計		12	12	6	6	36	30単位以上			

Bモデル(M)		臨床心理士資格の取得を目指すモデル								
科目区分	1年			2年			合計	修了要件		
	前期	後期		前期	後期					
研究科目	臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)	2	臨床心理面接特論B	2	社会心理学特論	2	22	22単位以上		
	臨床心理学特論A	2	臨床心理学特論B	2	発達臨床心理学特論	2				
	臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	臨床心理査定演習B	2						
	心理療法特論 [*]	(2)	心理学研究法特論	2	投影法特論 [*]	(2)				
実習科目	臨床心理基礎実習A	1	臨床心理基礎実習B	1	臨床心理実習A	1	臨床心理実習B	1	4	
論文指導科目	○心理学研究指導1A	2	○心理学研究指導1B	2	○心理学研究指導2A	2	○心理学研究指導2B	2	8	8単位
合計		(11) (9)	13	(3) (5)	7	34	30単位以上			

*臨床心理士指定科目の「心理療法特論」「投影法特論」は、いずれか1科目を選択履修

Cモデル(M)		一般企業への就職及び研究者を目指すモデル								
科目区分	1年			2年			合計	修了要件		
	前期	後期		前期	後期					
研究科目	心理統計法特論	2	心理学研究法特論	2	学習心理学特論	2	22	22単位以上		
	認知心理学特論	2	知覚心理学特論	2	社会心理学特論	2				
	神経心理学特論	2	発達心理学特論	2						
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2						
			学術成果公表演習	2						
実習科目							0			
論文指導科目	○心理学研究指導1A	2	○心理学研究指導1B	2	○心理学研究指導2A	2	○心理学研究指導2B	2	8	8単位
合計		10	12	4	4	30	30単位以上			

注: ○印は必修科目を示す

明星大学研究倫理規程

平成20年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学の学部又は大学院に所属する教職員、本学が附置する教育研究機関に所属する教職員、本学の教職員の指導の下に研究を行う大学院生及び学部生、並びに本学の規程に基づき受け入れた学外の研究員をいう。
- (3) 「研究費」とは、本学が交付した経費、並びに特定の研究等を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づき、高い倫理的規範のもとに誠実に行動すること。
- (2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。
- (3) 人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。
- (4) 我が国の法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約及び該当の学会が定める倫理規程等を遵守すること。
- (5) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。
- (6) 大学院生又は学部生等が研究活動に加わる時は、当該大学院生又は学部生等が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行うこと。
- (7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。
- (8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。
- (9) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。
- (10) 特許権の取得申請等合理的な理由により公表に制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表すること。
- (11) 他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等不正な行為を行わないこと。
- (12) 二重投稿や不適切なオーサーシップなどの不正な行為を行わないこと。
- (13) ハラスメントにあたる行為を行わないこと。
- (14) 明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程等を遵守すること。
- (15) 明星大学研究活動における行動規範を遵守すること。
- (16) 産学公連携活動を含む研究を行う場合、明星大学産学公連携活動に伴う利益相反マネジメントに関する規程等を遵守すること。

(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の情報、並びにデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的及び収集方法を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報又はデータ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、「明星大学個人情報取扱規程」等に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

- 2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。
- 3 前各項のほか、研究における個人情報の管理等について必要な事項は、別に定める。

(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。
- 3 研究者は、研究成果である資料、情報及びデータ等を一定期間保存、管理し、必要に応じて開示しなければならない。
- 4 前項に定める必要事項は、別に定める。

(管理体制)

第7条 本学の研究に係る倫理を保持するため、次の各号に定める責任者及び相談窓口を置き、その運営・管理に係る責任と権限を定める。

- (1) 学長は、最高管理責任者として、研究に係る倫理の管理の最終的な責任を負う。
- (2) 学長が指名する副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有する。
- (3) 研究科長、学部長及び本学の附属教育研究機関の長は、部局責任者として各部局における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有し、主に次に掲げる業務を行う。
 - イ 研究者に対する必要な指導及び助言
 - ロ 研究に係る倫理の保持に対する研究者の注意を喚起し、認識を深めさせること
 - ハ 研究に係る倫理の保持に関する状況及びその対応等について、必要に応じて最高管理責任者へ報告すること
- (4) 研究に係る倫理の保持に関する大学内外からの相談についての窓口は、事務局長とする。

(研究倫理委員会)

第8条 本学の研究倫理に関する方針を策定し、又は必要に応じて研究計画の審査を行うため、明星大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会及び審査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

明星大学研究倫理委員会細則

平成22年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、明星大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という。）第8条第2項に基づき、明星大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 倫理委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定
 - (2) 研究計画の審査
 - (3) その他研究倫理について必要な事項の協議
- 2 前項第2号に定める研究計画の審査について必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 倫理委員会は、次の各号に定める者によって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 各研究科の研究科長
 - (3) 明星大学心理相談センター長
 - (4) 明星大学連携研究センター長
 - (5) その他学長が必要と認める者 若干人
- 2 委員の任命は、学長が行う。
- 3 第1項第1号から第4号に定める委員の任期は、その職制にあるうちとする。
- 4 第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(倫理委員会の運営)

第4条 倫理委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名する副学長とする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 4 委員が審査の対象となる研究計画の申請者、研究責任者、研究分担者又は申請者の研究指導教員の場合、当該委員は、委員会の審査及び協議に加わることができない。
- 5 委員長が必要と認めたとき、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 倫理委員会に関する事務は、連携研究センター事務室が行う。

(委任)

第5条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

心理学研究科心理学専攻（博士後期課程）履修モデル総括表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			履修モデル			修了要件 単位数	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	Aモデル	Bモデル	Cモデル		
専攻科目	学術成果公表特殊演習	1・2・3後	2				○		2	2	2	2単位	
	学習心理学特殊研究	1・2・3前		2		○			2			6単位以上	
	認知心理学特殊研究	1・2・3前		2		○			2				
	神経心理学特殊研究	1・2・3前		2		○				(2)			
	障害児心理学特殊研究	1・2・3前		2		○					2		
	学校臨床心理学特殊研究	1・2・3前		2		○					2		
	臨床心理学特殊研究	1・2・3前		2		○				2			
	臨床心理面接特殊研究	1・2・3前		2		○				2			
	知覚心理学特殊研究	1・2・3後		2		○			2				
	発達心理学特殊研究	1・2・3後		2		○					(2)		
	社会心理学特殊研究	1・2・3後		2		○			(2)				
	発達臨床心理学特殊研究	1・2・3後		2		○					2		
	応用心理学特殊研究	1・2・3後		2		○				2			
	論文指導	心理学特殊研究指導 1 A	1前	2				○		2	2	2	12単位
		心理学特殊研究指導 1 B	1後	2				○		2	2	2	
		心理学特殊研究指導 2 A	2前	2				○		2	2	2	
		心理学特殊研究指導 2 B	2後	2				○		2	2	2	
		心理学特殊研究指導 3 A	3前	2				○		2	2	2	
		心理学特殊研究指導 3 B	3後	2				○		2	2	2	
合計 (19科目)		—	14	24	0	—			20	20	20	20単位以上	

Aモデル:基礎心理系の領域を中心に履修するモデル(4科目中3科目を履修)

Bモデル:臨床心理系の領域を中心に履修するモデル

Cモデル:発達臨床心理系の領域を中心に履修するモデル

心理学研究科心理学専攻(博士後期課程)履修モデル

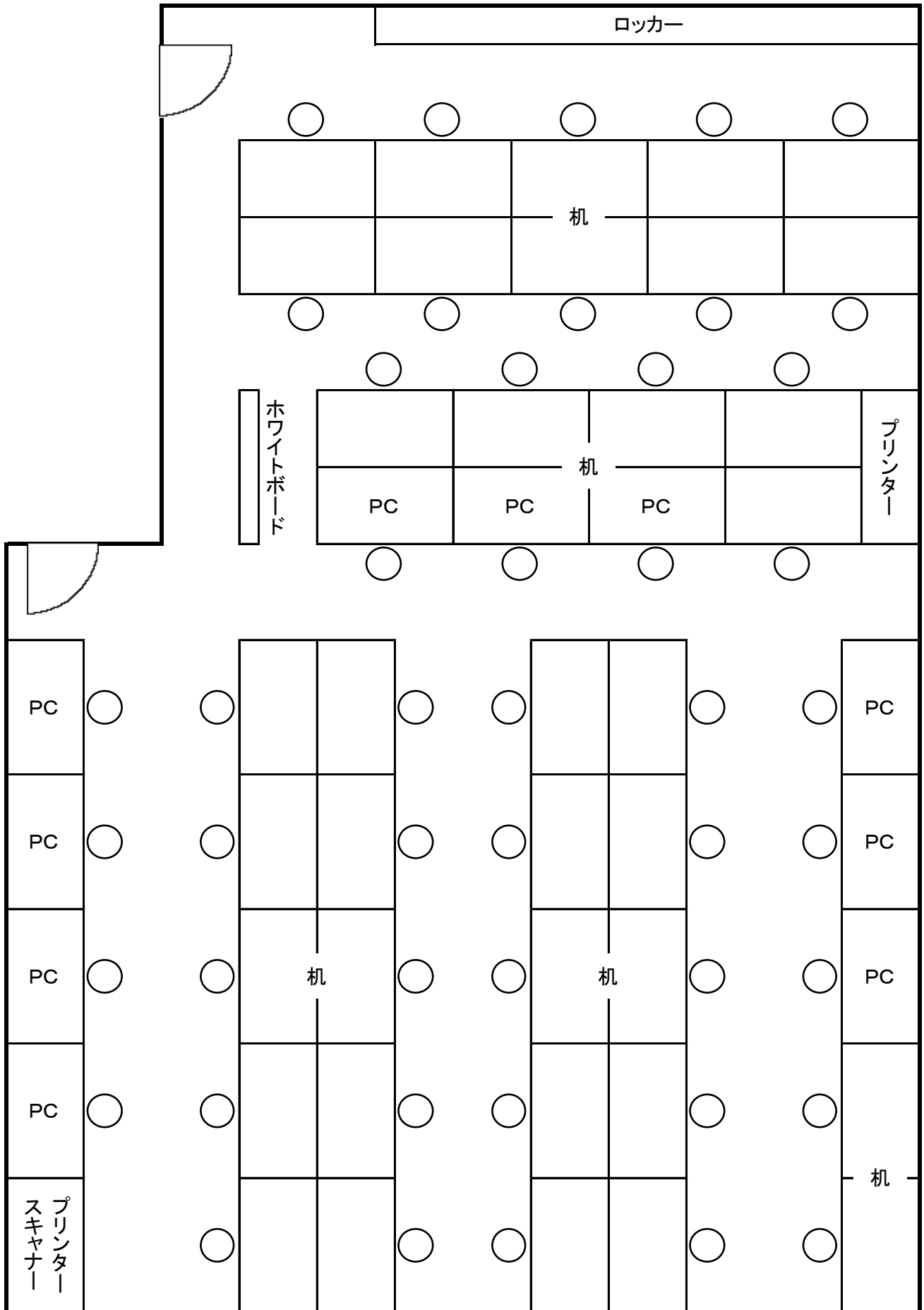
Aモデル(D)		基礎心理系の領域を中心に履修するモデル												
科目区分	1年				2年				3年		合計	修了要件		
	前期	後期			前期	後期			前期	後期				
特殊研究科目		○学術成果公表特殊演習			2							2	2単位	
	学習心理学特殊研究	2	知覚心理学特殊研究	2	認知心理学特殊研究	2	社会心理学特殊研究					6	6単位以上	
論文指導科目	○心理学特殊研究指導1A	2	○心理学特殊研究指導1B	2	○心理学特殊研究指導2A	2	○心理学特殊研究指導2B	2	○心理学特殊研究指導3A	2	○心理学特殊研究指導3B	2	12	12単位
合計		4	4			4				2	2	20	20単位以上	

Bモデル(D)		臨床心理系の領域を中心に履修するモデル												
科目区分	1年				2年				3年		合計	修了要件		
	前期	後期			前期	後期			前期	後期				
特殊研究科目		○学術成果公表特殊演習			2							2	2単位	
	臨床心理学特殊研究	2	応用心理学特殊研究			2	神経心理学特殊研究					6	6単位以上	
						2	臨床心理面接特殊研究							
論文指導科目	○心理学特殊研究指導1A	2	○心理学特殊研究指導1B	2	○心理学特殊研究指導2A	2	○心理学特殊研究指導2B	2	○心理学特殊研究指導3A	2	○心理学特殊研究指導3B	2	12	12単位
合計		4	6			4				2	2	20	20単位以上	

Cモデル(D)		発達臨床心理系の領域を中心に履修するモデル												
科目区分	1年				2年				3年		合計	修了要件		
	前期	後期			前期	後期			前期	後期				
特殊研究科目		○学術成果公表特殊演習			2							2	2単位	
	障害児心理学特殊研究	2	発達臨床心理学特殊研究			2	学校臨床心理学特殊研究	2	発達心理学特殊研究					6
論文指導科目	○心理学特殊研究指導1A	2	○心理学特殊研究指導1B	2	○心理学特殊研究指導2A	2	○心理学特殊研究指導2B	2	○心理学特殊研究指導3A	2	○心理学特殊研究指導3B	2	12	12単位
合計		4	6			4				2	2	20	20単位以上	

注:○印は必修科目を示す

心理学研究科 院生自習室



学術雑誌等の一覧表

No.	タイトル	和洋	形態
1	Anthropological science. Japanese series : journal of the Anthropological Society of Nippon : 人類学雑誌	和	冊子
2	LD研究 : 研究と実践 / 日本LD学会 [編]	和	冊子
3	The journals of gerontology. Series B, Psychological sciences and social sciences	和	冊子
4	カウンセリング研究 / 日本カウンセリング学会 [編集]	和	冊子
5	こころの科学 = Human mind	和	冊子
6	こころの健康 : 日本精神衛生学会誌 / 日本精神衛生学会	和	冊子
7	パーソナリティ研究 / 日本パーソナリティ心理学会 [編]	和	冊子
8	学校保健研究 / 日本学校保健学会 [編集]	和	冊子
9	基礎心理学研究 / 日本基礎心理学会	和	冊子
10	教育と医学 / 教育と医学の会 [編]	和	冊子
11	教育心理学研究 / 日本教育心理学会編集	和	冊子
12	教育心理学年報 / 日本教育心理学会編集	和	冊子
13	月刊学校教育相談 / 学校教育相談研究所編	和	冊子
14	行動分析学研究 / 日本行動分析学会	和	冊子
15	行動療法研究 = Japanese journal of behavior therapy / 日本行動療法研究会 [編]	和	冊子
16	産業・組織心理学研究 / 産業・組織心理学会 [編]	和	冊子
17	思春期青年期精神医学 = Japanese journal of adolescent psychiatry	和	冊子
18	児童心理 = Child study	和	冊子
19	児童青年精神医学とその近接領域 : 日本児童青年精神医学会機関誌 / 日本児童青年精神医学会 [編]	和	冊子
20	実験社会心理学研究 / 日本グループ・ダイナミクス学会編集	和	冊子
21	社会心理学研究 = Research in social psychology	和	冊子
22	心身医学 / 日本心身医学会 [編] = Japanese journal of psychosomatic medicine / Japanese Society of Psychosomatic Medicine	和	冊子
23	心理学評論	和	冊子
24	心理臨床学研究 = Journal of Japanese clinical psychology / 日本心理臨床学会 [編]	和	冊子
25	心理学研究 / 日本心理学会編集	和	冊子
26	精神医学 / 医学書院	和	冊子
27	精神科治療学 = Japanese journal of psychiatric treatment	和	冊子
28	精神療法 = Japanese journal of psychotherapy	和	冊子
29	動物心理学研究 / 日本動物心理学会編	和	冊子
30	特殊教育研究 / 日本特殊教育学会編集	和	冊子
31	日本教育心理学会総会発表論文集 = Annual convention of the Japanese Association of Educational Psychology / 日本教育心理学会総会準備委員会	和	冊子
32	日本児童青年精神医学会総会抄録集 / 日本児童青年精神医学会 [編]	和	冊子
33	日本心理学会大会発表論文集	和	冊子
34	発達	和	冊子
35	発達障害研究 / 日本精神薄弱研究協会編集	和	冊子
36	発達心理学研究 / 日本発達心理学会 [編]	和	冊子
37	別冊発達 : bessatsu hatta[t]su	和	冊子
38	臨床心理学 = Japanese journal of clinical psychology	和	冊子
39	臨床心理学研究 / 日本臨床心理学会 [編集]	和	冊子
40	老年社会科学 = Japanese journal of gerontology / 日本老年社会科学会 [編]	和	冊子
41	老年精神医学雑誌 = Japanese journal of geriatric psychiatry / 老年精神医学雑誌編集委員会編	和	冊子
42	応用心理学研究 = Japanese journal of applied psychology / 日本応用心理学会 [編]	和	冊子
43	Analysis of Verbal Behavior (USA) 2N	洋	冊子
44	Acta psychologica	洋	冊子
45	American Journal of Psychiatry [TIER-3] (USA) M	洋	冊子
46	American Journal of Psychology (USA) 4N	洋	冊子
47	American journal on intellectual and developmental disabilities : AJIDD	洋	冊子
48	Animal behaviour / Association for the Study of Animal Behaviour	洋	冊子
49	Anthropological science : journal of the Anthropological Society of Nippon	洋	冊子
50	Attention, perception, & psychophysics : AP&P	洋	冊子

No.	実習施設名	所在地	住所	領域	公認心理師実習として当該実習施設を使用する科目名称: 心理実践実習1、2、3、4、5					臨床心理士実習として当該実習施設を利用する科目名称: 臨床心理基礎実習A、B 臨床心理実習A、B			
					心理実践実習1 M1 (前期)	心理実践実習2 M2 (後期)	心理実践実習3 M1 (前期)	心理実践実習4 M2 (後期)	心理実践実習5 M2 (後期)	臨床心理基礎実習A (前期)	臨床心理基礎実習B (後期)	臨床心理実習A (前期)	臨床心理実習B (後期)
1	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	東京都	多摩市中沢2-1-3	保健医療	1								
2	医療法人研水会 サテライトクリニック伊勢原	神奈川県	伊勢原市伊勢原1-3-18	保健医療	3				2			2	2
3	医療法人社団自立会 さいとうクリニック	神奈川県	横浜市神奈川区反町3-22-4	保健医療					2			2	2
4	公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター	神奈川県	横浜市南区浦舟町4-57	保健医療					2			1	1
5	学校法人北里大学病院	神奈川県	相模原市南区北里1-15-1	保健医療					2				
6	医療法人弘徳会 愛光病院	神奈川県	厚木市松枝2-7-1	保健医療					3			2	2
7	医療法人研水会 平塚病院	神奈川県	平塚市出縄476	保健医療					2			2	2
8	医療法人社団山王正恵会 ワシン坂病院	神奈川県	横浜市中区山手町169	保健医療					2			2	2
9	医療法人社団東京愛成会 高月病院	東京都	八王子市宮下町178	保健医療	10				1				
10	医療法人社団健志会 飯島医院	東京都	練馬区光が丘7-3-6	保健医療					2				
11	医療法人社団 根岸病院	東京都	府中市武蔵台2-12-2	保健医療	2								
12	医療法人社団清仲会 高尾厚生病院	東京都	八王子市南浅川町3815	保健医療								4	4
小計					16	-	-	-	18	-	-	15	15
13	社会福祉法人SHIP	東京都	あきる野市秋川1-12-1-1B	福祉	10								
14	社会福祉法人青い鳥	神奈川県	横浜市神奈川区西神奈川1-9-1	福祉	2								
15	社会福祉法人児童養護施設 エス・オー・エスこどもの村	東京都	八王子市裏高尾町991	福祉	5								
16	社会福祉法人砂町友愛園 砂町友愛園養護部	東京都	青梅市沢井1-506	福祉	5								
小計					22	-	-	-	-	-	-	-	-
17	学校法人明星学苑 明星中学校・高等学校	東京都	府中市栄町1-1	教育	15								
18	日野市立 日野第一小学校	東京都	日野市日野本町2-14-1	教育		2							
19	日野市立 豊田小学校	東京都	日野市東豊田2-14-1	教育		2							
20	日野市立 日野第三小学校	東京都	日野市日野台2-1-1	教育		2							
21	日野市立 日野第四小学校	東京都	日野市石田430	教育		2							
22	日野市立 日野第五小学校	東京都	日野市多摩平6-21-1	教育		2							
23	日野市立 日野第六小学校	東京都	日野市多摩平3-21	教育		2							
24	日野市立 潤徳小学校	東京都	日野市高幡402	教育		2							
25	日野市立 平山小学校	東京都	日野市平山4-8-6	教育		2							
26	日野市立 日野第八小学校	東京都	日野市三沢200	教育		2							
27	日野市立 滝合小学校	東京都	日野市西平山2-3-1	教育		2							
28	日野市立 日野第七小学校	東京都	日野市神明3-2	教育		2							
29	日野市立 南平小学校	東京都	日野市南平4-18-1	教育		2							
30	日野市立 旭が丘小学校	東京都	日野市旭が丘5-21-1	教育		2							
31	日野市立 東光寺小学校	東京都	日野市新町3-24-1	教育		2							
32	日野市立 仲田小学校	東京都	日野市日野本町6-1-74	教育		2							
33	日野市立 夢が丘小学校	東京都	日野市程久保1-14-2	教育		2							
34	日野市立 七生緑小学校	東京都	日野市百草896-1	教育		2							
小計					15	34	-	-	-	-	-	-	-

No.	実習施設名	所在地	住所	領域	公認心理師実習として当該実習施設を使用する科目名称: 心理実践実習1、2、3、4、5					臨床心理士実習として当該実習施設を利用する科目名称: 臨床心理基礎実習A、B 臨床心理実習A、B			
					心理実践 実習1 M1 (前期)	心理実践 実習2 M2 (後期)	心理実践 実習3 M1 (前期)	心理実践 実習4 M2 (後期)	心理実践 実習5 M2 (後期)	臨床心理 基礎実習A (前期)	臨床心理 基礎実習B (後期)	臨床心理 実習A (前期)	臨床心理 実習B (後期)
35	多摩少年院	東京都	八王子市緑町670	司法・犯罪	10								
36	東京西少年鑑別所	東京都	昭島市もくせいの杜2-1-1	司法・犯罪	15								
小計					25	-	-	-	-	-	-	-	-
37	株式会社ジャパンイーエー ピーシステムズ	東京都	新宿区高田馬場4-3-7	産業・労働	15								
38	S Bアットワーク株式会社	東京都	港区東新橋1-9-2汐留住友ビル	産業・労働	15								
39	東京海上日動メディカルサー ビス株式会社	東京都	港区赤坂2-14-27国際新赤坂ビ ル東館内	産業・労働	15								
小計					45	-	-	-	-	-	-	-	-
40	学校法人明星学苑 明星大学心理相談センター	東京都	日野市程久保2-1-1	その他	15		15	15				15	15
41	日野市立 日野第一中学校	東京都	日野市日野本町7-7-7	-						3	3		
42	日野市立 日野第二中学校	東京都	日野市多摩平4-5-2	-						3	3		
43	日野市立 七生中学校	東京都	東京都日野市南平6-7-1	-						3	3		
44	日野市立 日野第三中学校	東京都	日野市程久保650	-						3	3		
45	日野市立 日野第四中学校	東京都	日野市旭が丘2-42	-						3	3		
46	日野市立 三沢中学校	東京都	日野市三沢1-17-4	-						3	3		
47	日野市立 大坂上中学校	東京都	日野市大坂上4-17-1	-						3	3		
48	日野市立 平山中学校	東京都	日野市平山4-21-3	-						3	3		
小計					15	-	15	15	-	24	24	15	15
総計					138	34	15	15	18	24	24	30	30

学内諮問委員会の所管事項等

委員会名	所管事項等
ア 大学規程整備委員会	規程整備計画の策定、教学に係る全学的な規程案の協議等
イ 全学教務委員会	教務に関する全学的な事項、学生の学籍、資格取得に係る協議等
ウ 全学学生生活委員会	学生生活、課外活動、奨学金、福利厚生、安全衛生等に係る協議等
エ 全学入試運営委員会	入学者選抜方針の策定、入試実施、学生募集、入試広報等
オ 明星大学自己点検・評価基本方針策定委員会	自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価項目に基づく細目の設定、評価基準の設定等
カ 全学 FD 委員会	基本方針の策定、全学 FD の企画・実施、新任教員研修、授業に関する学生アンケートの企画等
キ 明星大学キャンパス開発委員会	キャンパス整備計画、施設利用計画の策定等
ク 明星大学個人情報運用管理委員会	個人情報の管理・保存、申し立てに関する事項、個人情報保護に係る広報・啓発等
ケ 明星大学ハラスメント防止・対策委員会	ハラスメント防止策の検討、啓発・研修、申し立てへの対応等
コ 明星大学研究倫理委員会	研究倫理に関する基本方針の策定、研究計画の審査等
サ 明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会	研究活動等における不正等の防止・対策に係る防止計画の策定、教育・研修等計画の策定、通報等に係る調査委員会の設置等
シ 明星大学利益相反マネジメント委員会	基本方針を策定、啓発・研修の実施、対象事案の審査等
ス 明星大学安全保障輸出管理委員会	該非判定及び取引審査の実施、教職員及び学生等に対する輸出管理の啓発・研修の実施等
セ 明星大学組換え DNA 実験安全委員会	実験に関する規程等の制定改廃、実験計画の適合性の審査、実験に係わる教育訓練及び健康管理、事故発生時の必要な措置及び改善等

委員会名	所管事項等
ソ 明星大学動物実験委員会	動物実験計画の審査、施設等の管理・運営、啓発・研修の実施等
タ 明星大学海外研修危機管理委員会	ガイドラインの策定・周知、危機管理情報システム・情報連絡網の整備、危機管理対策の見直し等
チ 明星大学ウェブサイト管理委員会	ウェブサイトの運用、掲載項目・内容、運用規程の制定に係る協議等
ツ 明星大学障がい学生支援検討委員会	基本方針の策定、障がい学生への支援策の検討、啓発・研修の実施
テ 明星大学発明審査委員会	職務発明等の該当審査、職務発明等の技術的評価、職務発明等の承継、知的財産権の維持・譲渡及び処分等